

月刊

刑政

九月號



昭和十七年八月二十八日印刷
 昭和十七年九月一日發行
 第五十五卷 第九號

昭和十七年 重要日誌

- 七月十七日 翼賛會調查會運營方針を決定 △翼賛壯年團本部機構改革 △中央協力會議刷新要綱決定 △閣議豫算先議方針確立 △國語審議會總會、新字音假名遣表、左書案を決定 △獨軍ウオロシロフグラドを攻略
- 七月十八日 開戦以來の帝國海軍戦果發表 △遠藤、柳本兩飛行部隊へ感狀授與發表 △日佛印經濟協定調印
- 七月二十日 衣料切符有效期間一ヶ年延長 △新人代議士「清新俱樂部」を結成 △海の記念日
- 七月二十一日 天皇陛下宇都宮飛行場に攻防演習を天覽遊ばさる △國際反共聯盟等三十六思想團體結社許可
- 七月二十二日 故加藤建夫陸軍中佐二階級進級、感狀授與發表 △東亞教育大會新京に開かる △亞國、汎米ブロックと絶縁を宣言と傳へらる
- 七月二十三日 大東亞建設審議會、全根本方策の確立を終る
- 七月二十四日 全國思想判檢事會同 △主要新聞社統合案決定 △獨軍ロストフ市突入
- 七月二十五日 馬來沖海戰參加航海部隊に感狀授與發表 △滿洲帝國協和會十周年記念式舉行
- 七月二十六日 米洲引揚邦人船ロレンソ・マルケス出港 △獨長距離砲英本土砲撃
- 七月二十七日 全國に國民總力結集講演會展開 △日銀總裁に結城豊太郎氏重任
- 七月二十八日 行政簡素化實施案大綱發表 △統制會第二次指定決定 △日銀、中央儲備銀行に一億圓借款供與 △チリ中立態度闡明
- 七月二十九日 廣田遺泰特派大使歸京
- 七月三十日 第一回全國商業報國大會開催 △アラフラ海三群島攻略
- 七月三十一日 日英外交官交換交渉成立
- 八月一日 大本教事件控訴審判決言渡
- 八月一日 陸軍定期大異動 △ビルマ長官任命傳達式、ビルマ政府成立
- 八月三日 東京市長に岸本綾夫大將決定 △浙西作戰部隊松陽完全攻略
- 八月四日 第二次配電統合方針決定 △印度政廳ガンジーの對日交渉案を發表
- 八月五日 東亞操帆者大會新京に開會
- 八月六日 翼賛會、地方機構調整方策等決定
- 八月七日 ソロモン大海戰、米英艦隊並に船團潰滅 △松井、牟田口兩部隊に感狀授與發表 △國民會議派全印委員會開會、ガンジー印度獨立の決意表明
- 八月八日 アリユニシヤン方面の敵反攻を撃退 △全印委員會、英勢力撤退決議案可決
- 八月九日 ガンジー、ネール、アザツト等印度國民會議派領袖逮捕、各地に暴動起る
- 八月十日 東條首相に戦時下國民の職域精勵につき御嘉賞の御言葉賜る △大柿部隊、島田野口兩戰車隊に感狀授與發表
- 八月十一日 奏任官、判任官、雇傭員の減員並に官吏待遇改善案決定 △會社職員の家族手當引上も決定
- 八月十二日 比島敵空軍殲滅の第一第二空襲部隊の偉勳上聞に達したる旨發表 △全印度工場大半閉鎖、反英騷擾益々激化
- 八月十三日 上海戰勃發第五週年記念日 △泰國、印度獨立運動支援聲明 △チャーチル、モスクワにスターリンを訪問會談
- 八月十四日 本間中將歸還、軍狀奏上 △田中靜壹中將比島方面陸軍最高指揮官に親補發表 △部落會、町内會等指導に關する件閣議決定 △師範教育制度の刷新に關する要綱決定
- 八月十五日 内相に對し重ねて統後國民に有難き御言葉を賜はる △翼賛會、支部規定改正要綱決定 △新生マレー記念日



月刊刑政

從來、各刑務所の独自の經營に委ねられてきた刑務作業が、統制に着手したのは昭和七年五月のことであつた。滿洲事變に引續く上海事變の勃發、これに基く軍需品の大量製作といふのが、この作業統制の發生を促す最も主要な契機であつた。即ち大量注文に應ずる受託態勢の整備、引受價格の統一、引受範圍の確定等がその統制を迫る動因としてあらはれたのであつた。従つてこの時代に於ける統制範圍には自ら限界があつて、寧ろ主要な作業刑務所がその對象であつた。その趣旨は當時の諸通牒にも明白にあらはれてゐる。

しかるに今次支那事變が勃發するや、やはり軍需品の大量製作の必要に基いて、全國刑務所の作業力を總一的にこれに利用すべく、作業統制の組織を新に整備するの状況に至つた。即ち昭和十三年一月、統制の範圍を全國に及ぼすと共に、これを七管區に分ち、刑務一體の精神の下に統制を強化したのであつた。それは既に販路協定、價格協定等の域を脱して、刑務作業の全面的な合理化に乗り出したものであつた。

かくて、作業統制はその創始以來、局面を新たにすることに既に二回に及んだのであるが、今や三轉、作業統制創始の當時既にその萌芽となつてゐたものが、統制の全面に浸潤して、その根幹となるの狀態に至つたのである。即ち、構外作業の施行を契機として大規模に行はれるに至つた勞務動員、物資統制に基く物動の諸計畫及その實行。この二つが作業統制を新たに特色つけようとしてゐるのである。否、既にその傾向は今次事變發生以來明白に看取し得らるるものであつたのである。

經濟統制が國家の隅々にまで行き亘つて、圓滑なる統制の行はれることの極めて緊要な今日、刑務作業——否作業のみに止ることを得ぬ場合なしとせぬ——の隅々にまで統制を行き亘らせ、全國刑務所の一體化を計することは、今日の行刑全體について劃時代的特徴と考へねばならぬ。それは是非の判斷を既に超越した時代的必要でさへある。

(小川生)

目次

主 張	被拘禁者の死亡率に對する若干の考察	芥川 信(二)
青少年犯罪の吃音	根田兼治(四)	
報恩と贖買(三)	小林一郎(八)	
人物とその風采	加藤武雄(二)	
忘れることに就いて	鈴木文史朗(五)	
今次戰爭を決するもの	林 秀(八)	
職業競技	石山賢吉(一〇)	
藤澤正啓翁(一)	大石 武(三)	
莊子物語(二)	總 八 郎(五)	
作業賦課に就ての一考察(一)	工東寅信(二九)	
心神耗弱少年行刑に就て(一)	木野信三(三三)	
東洋調話	佐伯復堂(三)	
監獄法新舊比照(六)	田中茂雄(四三)	
視察表	刑務所便り(四三)	
刑務所異風景	例 規(四七)	
時事トビック	趣味欄(五六)	
表紙	桑重 清	



被拘禁者の

死亡率に對する若干の考察

芥川 信

支那事變を契機として昨冬以來進展して居る大東亞戰爭の下にあつて我が國は 御稜威の下國家の總力を擧げて必勝の信念に燃えつゝ總進軍を開始して居るのである。

從つて第一線に活躍して居る皇軍が赫々たる戰果を擧げて居らるゝことを感謝すると共に銃後に於ける一億の國民はこれが支援に日夜遺憾なきを期さなければならぬのである。銃後國民の擔任すべきこの支援には戰爭に必要な物資の供給は勿論國內治安の維持國民生活の確保或は國民保健の増進等の問題は最も重要な部面である。私はこれ等の觀點から現下の行刑衛生上考慮すべき被拘禁者の死亡率に於て若干の卓見を述べて讀者諸君の參考に供したいと思ふ。

刑罰の執行を受けて居る者即ち被拘禁者がその生活に因つて自己の生命を社會生活に因るよりも短縮することがない様に至つたならば、行刑衛生理想の極致に達したものと云ふことが出来る。

この影響として、死亡現象に於ては僅かに營養障礙に因るもの増加を見たのみである。さりながら總べての疾病に於ては勿論殊に結核等に於ても既往に比し死に至る期間の著しく短縮せられたもののあるのを發見するのである。この現象を生ずる一大原因は副食物の不足にもありと考へざるを得ない状況にあるのである。依つて被拘禁者の死亡率を減少する一助として行刑當局に於ては副菜代の増加を講ずること

に考慮せられねばならないことは勿論であるが、行刑の實務家に於いては層一層副菜品の内容改善に工夫を凝らすことが肝要である。

四

その第四は被拘禁者を處遇する刑務職員に於てである。事變の擴大、時局の進展に伴つて人的資源の要請は愈々増大して居る。從つて刑務官中より幾多優秀な人士は或は應召せらるゝあり或は産業界等に轉向する現象を來し刑務職員はその量に於て減少して居る。

又刑務職員中直接衛生及診療等の實務に従事する保健技師保健技師及藥劑師等に於てもこれ等の現象は特に顯著であるばかりでなく保健技師の職務を完全に執行ふことの出来ない囑託醫師を以

るのである。勿論既往の行刑に於て被拘禁者の死亡率が社會人の死亡率に比し幾十倍かであつた時代もあつたのである。然しながらその後行刑衛生の改良發達に依つて被拘禁者の死亡率は文明各國に於ては漸減したのであるが、我が國に於ても支那事變發生の前數年間に於ては行刑衛生理想の極致に稍々近い状態を示して居つたのである。然るに社會人の死亡率は平時と大なる變化を示して居らないのに對し被拘禁者の死亡率は増加の兆があらはれたのである。

この原因を考察するに當つては死亡率が低率を示して居つた時代に於ける行刑と現在に於けるそれとに付健康上に對し相當に差異ありと認めらるゝ點を比較することが捷徑であらう。依つて以下若干の項を分つて記述しよう。

その第一は被拘禁者の收容時の健康状態に於てである。これは稍々低下して居る状況である。この低下状況のみで満足せざるを得ない状況であるのである。この刑務職員の数及質の問題は被拘禁者の死亡率に相當重大な影響を及ぼして居ると私は信ずる。勿論現時の國家は官吏の量を減じてその能率の發揮を要望して居る。この條件に適ふ官吏を得るには良質の者を得なければならぬ。これには待遇の改善と教養とが必要である。故に私は刑務官の待遇を改善すると共に教習所の改良と刑務官練習所の刷新を希望する。尙保健技師等刑務官中の技術員の待遇に關しては本官制を適用すると同時に他省に於けるこの種技術官同僚勲任官に就任し得る途を設けられたいものである。

被拘禁者の死亡率の低かつた時代に各大學又は専門學校卒業生中より進んで就任して來つた有能の士の近年頻りに他に轉ずることの多い一大原因は茲にある様である。

五

その第五は衛生材料に於てである。行刑上に於て使用せらるゝ衛生材料は事變以前から統制せられ居つたのである。故に統制經濟の嚴重である今日に於てもその影響を受けた點は僅少であつて實務に於ては大なる支障はないのである。故にこの衛生材料の制限は被拘禁者の死亡率に重大な影響を及ぼして居るとは考へられない様である。唯だ材料が潤澤であつた時代よりも各種

を以ては死亡率増加の原因とは思考せられないのである。さりながら收容時に於ける健康診査を精密に行つて健康状態の多少なりとも低下して居る者を發見したときはこれ等に對して行刑處遇の實際に當り新たな構想に因る養護處遇とも云ふべき新施設が行刑の第一線に立つ實務家に依つて計畫實施せられたものである。

その第二は被拘禁者の死亡する原因に於てである。これは各種の疾病に付一般的に僅か宛増加して居るのは勿論であるが格段に増加を示して居るのは結核である。結核死亡が被拘禁者の死亡率の増加を呈して居る最大の原因であると思ふ。先般閣議決定に因り厚生當局から發表せられた所に依ると我が國民の結核死亡数は一ヶ年拾五萬人であつて患者数はこれに十倍する百五十萬人に近からんと云ふことである。この一般社會人の結核死亡数を以て被拘禁者の結核死亡数を推測するに

二

その第六は刑務作業に於てである。事變の擴大時局の進展は刑務作業に驚異すべき變革を與へて居る。手工業的作業から工場作業へと進展しつゝあつた作業を本格的に機械工業作業へと變化せしめ又構外作業の飛躍的施行となつたのである。從つて生産に必要な化學藥品の使用量は愈増加し又幾多の生産機械は使用せらるるに至つた。その他衛生施設の不明なる土地に於ける新作業は各地に施行せられたのである。これ等の結果は被拘禁者の健康に否死亡率に影響はないと云ふことは出来ないのである。

さりながら今日迄に於て施行せられた實際を視るに幸にも其の影響は僅少である様である。然しながらこれ等作業上の變革に對して産業衛生上の原則を適用することに一層忠實であつたらば死亡率を減少し得る場合のあつたことを洞察せられるのである。殊に作業に依る災害防止の勵行と新たに作業を開始せられる土地の既往より現在に於ける衛生調査が勵行せられたならばこの死亡数を一層減少し得たことゝ

六

以上に概述した所に依つて近年遞増の傾向にある被拘禁者の死亡率の原因は何處に在るや了解せられたことと思ふ。勿論諸種の原因が相互に關聯して居ることは明らかであるがその最重要なるものは結核である。故にこの被拘禁者の結核を豫防撲滅しなければならぬ。然しながら行刑施設に於てこれを實行することは既往の行刑理念に因はれて居るに於ては容易ならぬことである。故にこの際行刑施設の各般に付結核の豫防撲滅策を樹立しこれを着實に實行することに全刑務官が邁進したならば自ら其の他の死亡率増加の諸原因をも吸収し得て死亡率の増加を減少し得るは勿論現在國家の要請して居る國民結核の豫防撲滅の一端にも寄與し得るのである。而して若し今日に於てこれが實行を爲すに躊躇して居つたらば今日の行刑は嘗て或る行刑學者が戒めた言葉にある様に自由刑を變じて生命刑と爲す勿れとの誹を受くるのみならず國民保健の増進並に國民體位の向上といふ主旨にも副はないこととなるのである。

今一ヶ年の被拘禁者数を拾萬人（近年に於ては年末現在被拘禁者數約四萬七千人新に收容せらるゝ拘禁者數約四萬三千人合計九萬〇千人程度）と假定せばその死亡數は百五十人となりその患者數はこれに十倍する千五百人となるのである。而も現實の問題として最近年に於ける被拘禁者の結核死亡數はこの推測を稍々凌駕して居るのである。故に被拘禁者の死亡率を低下せしめんとせば國民の結核罹患の原因を鮮明すると同時に被拘禁者間に於ける結核罹患増加の原因を究めてこれが對策に付最善の努力を盡すべきことが最も緊要事であると信ずる。

三

その第三は被拘禁者の衣食住に於てである。この三者の中、住居は既往に比して寧ろ年々改善せられつゝあるを以て殆んど考慮の餘地はない所である。被服類は時局と共に木綿類は「スフ」に交代せられ又綿も共に制限せられたとはいへその健康上に及ぼす影響は尠少であらうと考へられるのである。食糧は時局と共に一般社會人に於ては最も大なる影響を受けたものの一つである。行刑上に於ては由來被拘禁者は最低限度の食糧を支給せられて居つたのであるが客年主食に制限を加へるの已むなきに至り更に味噌及醬油に於て稍々制限を加へられたのである。然しながら副食物に於ては被拘禁者は諸物

信ずるのである。尙時局に伴つて刑務作業に於ても往々作業時間の延長等が實施せられたのである。これ等の場合に於ても産業衛生上の原則を適用することは忘却せられてはならないのである。

六歳	九七	一六	一八〇	二六	一四三	一
七ク	一〇八九	一七	一四三	二七	三四九	一
八ク	一〇三四	一八	八三	二六	二五三	一
九ク	七六一	一九	四	元	—	—
一〇ク	二五五	二〇	元	三	—	—
幼少	二、二六					
計	八四〇三	三、一六〇	四五	九		

註「幼少」とは十歳迄の発生と見做さるゝ者

吃者の矯正

次に、最も肝腎なことは「吃音の矯正方法」であるが、これはその方法宜しきを得さへすれば、軽度の者は約一ヶ月、殆ど一言も發し得ない程の強度な者でも、數ヶ月経てば、大體自己の用を辨じ得る程度に矯正することが出来るのである。

小田原少年刑務所では、特に前記、東京正生院長の梅田薫氏に委嘱して、毎日午後一時から三時迄約二時間、吃音者を一堂に集め、教務課員なども之に協力して、熱心にその矯正に努めた。最初は「ハタ、タコ、コマ」などといふ簡単な単語から、少し習熟して来ると、體で一ア、ナ、タ、ワ、ド、ナ、タ

デ、ス、カ」などといふ質問を此方から發し、「ワ：タ：ク：シ：ワ：ヤ：マ：マ：某デアリマス」といふやうな返事をさせるのである。それを極めてゆつくり、一語一語深呼吸をさせながら發せしめる。かゝる指導を毎日繰返してあるうちに、遂には正常音者でさへ多少發音の困難を感じる。

「タケヤノ、カベニ、タケ、タテカケタ」といふやうな複雑な言葉が、左程苦勞しなくても、次第に發音出来るやうになる。もうさうなつたら占めたものである。唯、其處迄の間には、矯正する方もされる方も、お互ひに忍耐の上にも忍耐を重ね、努力の上にも努力しなければならぬ。特に矯正指導に當る者は、如何なる困難を排しても、この少年を正常音者たらしめずんば止まじといふ、不退轉の熱意と愛の努力とを必要とするのである。

吃音矯正の實例

今その實例を一つ示すと、これは東京淺草生れ、須山京次（假名）といふ二十歳の青年が吃音がひどく、殆ど一言も發することが出来なかつた。そこで本人は筆談で用事をして居る

様な始末であつた、その文字を見た時誰かこれに一掬の涙なきを得ようか。併し彼も亦人の子である、數ヶ月間、小田原少年刑務所に於て吃音矯正に、教誨に、作業に日夜撓まぬ懇切な教化を受けて、遂にあれ程強度の、殆ど一言も發し得なかつた吃音者が、今では何不自由なく日常の用を辨じ得る程の「正音者」となり、入所當時、明朗を缺いた性質も、見違へる程明るい性格となり、今度こそはと私の前に、希望の社會のへ更生を固く誓つたのであつた。

結語

吃音と青少年犯罪との關係に就ては大體これ述べて得たと思ふが、最後にその概要を念の爲め、今一度、簡単に附記しておくことにしたい。

- 1、青少年犯罪者中には吃音者が多い。
- 2、吃音者そのものが犯罪の直接的な原因となることは比較的稀であるが例へば吃音なるが故に當人の性格が、何時しか歪み、それが間接的に犯罪の原因、又は之を助長する根據となつた等の場合は、屢々見受け

- 3、従つて、吃音者必ずしも犯罪するものとは云ひ得ず、又かゝる斷定を輕卒に下すことは極めて危険でもあり、誤りでもあるが、吃音と犯罪、特に青少年犯罪との間には、多少なりとも何等かの因果關係があるのではないかと思ひ、茲に疑問を提出して識者の教へを請ふ次第である。
- 4、たとへその關係が全然皆無なりとするも、吃音者の痛苦は到底見るに忍びぬものがあり、殊にそれが青少年犯罪者に多く、而もその方法宜しきを得さへすれば、比較的短時日間に之を矯正し得るものとせば、將來彼等青少年を有爲の國民として社會に更生せしめ、同時にその再犯を防止せんとする見地からも、青少年行刑上、之が矯正に務むることは、絕對に必要ではないかと思ふ。

以上の如き理由から、私は小田原少年刑務所在勤時代に於ける自分の貧しい經驗と研究とを、未完成のまま、一先づ參考までに紹介申上げた次第である。



徹夜の頭を朝風に冷やししながら新聞をみてみると、妻が側から、今年四年生になる僕の長男の上級の友人が、三人も少年航空兵に志願したと聞かせた。その中には、毎日遊びにきて顔見知りの少年もはいつてゐた。何となしに涙流るる思ひのしたのは、ただに疲勞のためばかりではない。

少年には烈々たる氣魄と共に何か腕に充分の職をつけるやうにしたいと思ふ。その職もその頭腦相當に高度なものであるほど望ましい。しかし、今日

のやうに、他に多くの需要があつて工作機械なども充分にこれを揃へることの必ずしも容易でない時代には、少年行刑では、教育と作業との交替性といふやうなことも考へられるのではなからうか。例へば十臺の機械に三人づつ就けて、常には二人が操作にあたり、一人は學業に従ふといふことは、ただに、機械の使用の不經濟を除くばかりでなく、教化の上に少なからず良い影響を齎らし、腕に職をつける機會も多くさせるのではなからうか。

オーストラリヤでは下手に癩疽にかかかれぬさうである。癩疽にかかると醫者は簡単に指を切斷する。だから指の缺けてゐる者が割合に多いといふことである。しかし、指を切斷することは果して醫術であらうか。人間といふものはどんなになつても生きて行けば

よいといふのが、西洋醫術であるといふ氣がしないでもない。又かういふのが西洋の精神の悪いところであるといふ氣がしないでもない。更に又、日本の行刑と西洋の行刑とを比べると、こんなところに根本的な差異があるのではないかといふ氣がしないでもない。

萬民に處を得しむるといふのが我が國政治の要諦である。しかし、處を得しむるといふのは、これを全面的に考へるとき、決して個人的生活の安易を得しむることではない。これを個人的生活の保障などと考へることは社會自由主義的な翻譯でしかあり得ない。徂徠が赤穂義士の處罪説を力説、遂に幕府をして死を賜はらしめたことは、義士に處を得しめたものとしなければならぬ。處を得しむるといふことは、遇囚の上に深い意味のあることを思はねばならぬ。

車中風景の一つ

夜の省線電車、酒に酔ふた老人の側に空席が出来て、その時乗つて来た、工場からの歸途らしい三人連れの娘が腰かけた。老人がともすれば凭れかかりさうになるのを側の娘は避けようともせず、連れの娘と微笑みかはしてゐた。驛に着くと三人の娘は夫々に老人をいたはりながら降りていつた。その娘さんと老人とが全く未知であるかどうかは知らない。ただ三人の娘の着物と帯との均合、身ごなしに僕は下町娘未だありとの感を深くした。

車中風景の二つ
たばこをのんでゐる男があつた。しかし僕は、そうつと、その男にたばこをのまして置きたかつた。
(眞野阿菟)



報恩と職責 (三)

小林 一郎

苟くも日本國民と生れて、皇恩の洪大無邊なることを知るものは、一身を犠牲として此の大恩に報じ奉らなければならぬといふ決心をすべきであるが、此の決心をするに就て殊に大切なのは恩の輕重を辨ふるといふことである。何事にも大小輕重の別といふものがある。若し其の小さい事や輕い事に拘はつて、大きい事や重い事を忘れてしまへば、人の道といふものが立たぬのである。孟子の弟子の公都子といふ人が『同じく人でありながら、或は大人となり、或は小人となるのは何故であるか』と問うたのに對して、孟子は

其の大體に従へば大人と爲り、其の小體に従へば小人と爲る。

と答へ、更に

先づ其の大なる者を立つれば則ち其の小なる者は奪ふこと能はざるなり。といつたが、是れは何人に取つても極めて有益なる教訓である。此の大小輕重の判斷が狂へば、折角人と生れながら何の役にも立たぬ者になつてしまふのである。

譬へば甘い物と苦い物とを比べて見れば甘い方が美味であるから、何れを取るかといへば誰でも甘い物を取るであらう。併しながら苦い薬を飲んで病を除

けば非常に健康な身體になるといふ見込みのついた時には、苦い薬でも喜んで飲まなければならぬ。一時甘い物で口を喜ばすのと、一生の間身體を健康にするのと、此の兩者を比べて見れば前者は至て軽く後者は至て重い。此の輕重の別を知る者は誰でも必ず甘い物を斥けて苦い薬を飲むであらう。人生の事は皆此の通りである。大事を成すためには小事を犠牲とするのは己むを得ぬことである。譬へば赤子の生れた時に兩親揃つて其の養育に力を盡せば、是れほど仕合せなことはない。又此の赤子の健全に育つやうに始終注意するのが、父親としては當然の責任であるといはなければならぬ。併し其の父親が軍人であつて赤子の生れたと同時に出征の命を受ければ、其の赤子の養育は一切母親に任せて置いて、自分は直ちに出征の途に上らなければならぬ。國の爲に戦ふといふ大事に比すれば、其の子の養育に力を用ゆるのは寧ろ小事であるから、之を犠牲とするのが當然である。勿論生れたばかりの赤子を置いて出征するのは氣懸りではあらうが、其の爲に勇氣が鈍つてはならぬので『其の小なる者は奪ふこと能はず』とは即ち此の事である。

帝國の軍人であれば此の大小輕重の別を辨へぬやうな者は勿論一人もないが

世間は何分にも多事多端であり、人々の境遇も種々様々であるから、互ひに充分修養を積んで、何事に就ても大小輕重の判斷を誤らぬやうにしなければならぬのである。吾が國の歴史を讀んで見ると、恩の大小に關する判斷を誤つた爲に大なる罪を犯した例が決して少くはない。其の最も著しい例は承久の亂に際しての鎌倉武士の態度である。承久の亂の顛末は誰も能く知る所であるから委しくはいぬが、要するに北條義時が陪臣でありながら政權を握つて横暴を極めて居たので、之に制裁を與へんが爲に兵を天下に募つて關東を御討伐にならうといふ後鳥羽院の御計畫が成就しなかつたのである。此の際に義時の計らひとして後鳥羽院をはじめ土御門、順徳の兩院も遠國へ御移りになつたのは日本の國史上に全く例のない不祥の出來事であるが、吾等は此の際に於ける鎌倉武士なる者の態度を正しく檢討して見なければならぬ必要を感じるのである。

承久三年五月に後鳥羽院より義時追討の院宣を發せられ、此の院宣を帯びた御使を全國へ差向けられやうとしたのであるが、此の事が直ちに鎌倉に知れたので、義時は急に諸將士を亡き源頼朝の廟の前に召集した。其の集つた諸將士に對して義時は今回追討の院宣を發せられた顛末を物語り『就ては人々の態度を何れとか決定しなければならぬ。京都の御味方をして此の鎌倉幕府を討つか、但しは此の鎌倉幕府を護るために力を盡すか、何れにするも人々の自由であるが、よく熟考した上で覺悟を定められるが宜い』と申し渡した。其の時に義時の背後に簾が垂れてあつて、その簾の中には義時の姉で、亡き頼朝の妻であつた政子が座を占めて居た。一同の者は水を打つたやうに靜まり返つて、暫くの間誰も發言する者はなかつたが、政子は足立景盛をして一同に自分の意嚮を傳へさせた。即ち『今聞いた通りの事情であるから人々は何れにするか、その態度

を定めなければならぬ。京都に御味方するか、但しは鎌倉を護るために力を盡すか、それは人々の自由である。但し人々は亡き頼朝公の御恩を忘れてはなるまいと思ふ。今天下が泰平になつて、人々が其の領地を受領し、毎日を安樂に送つて居るのは全く亡き頼朝公の御恩である。武士として此の御恩を忘れてはなるまいと思ふ』といふことであつた。

之を聞いた諸將士は非常に感動し、終に一同の意見は此の鎌倉幕府を護るため何處までも力を盡さうといふことに一決した。そこで義時に對して『亡き頼朝公の御恩は片時も雖も忘れませぬ。此の鎌倉幕府は頼朝公の御開きになつたものであるから自分達は生命を抛つても此の幕府を護るために力を盡します』といふ答へをしたので義時は大に満足した。そこで官軍の備への整はぬうちに逆寄せしようといふので、義時の長男泰時を總大將とし十九萬餘騎を率ゐて京都に攻め上らせたので、官軍は到る所に利を失ひ、終に三上皇も遠國に御遷りになるといふことになつたのである。此の事實に就て考へて見ると義時の大逆無道は申すまでもないが、當時に於ける鎌倉武士なる者の無分別であつたことに驚かざるを得ぬではないか。彼等は頼朝の恩を知つて、其の祖先以來蒙つた朝廷の御恩の洪大無邊なることを忘れて居たのである。頼朝が鎌倉に幕府を開いてから此の承久の亂まで凡そ三十七年を経て居るのであるが、紀元をいへば一千八百八十一年である。彼等の祖先も神武天皇御創業の際には天皇の御指導の下に多少なりとも此の帝國の建設に力を盡したものに相違ない。其の時以來其の血統が續いて來て、彼等が兎も角も武士の列へ連つて居るのは全く朝廷の御恩である。然るに彼等は三十七年來の頼朝の恩に報ずることを知つて、一千八百餘年の久しきに互つて朝廷の鴻恩を蒙つて居ることを忘れ、大逆無道の義

時に對して一言の諫めをも納れず、彼の指揮命令の下にオメ／＼と働いて居たのである。

曾て平清盛が太政大臣となつて政權と兵權とを一手に握り、横暴の擧止のみ多かつた時には、其の子重盛が大義名分を説いて度々父を諫めたので、清盛も臣子の分を越ゆるほどの事はしなかつた。然るに義時の子泰時は賢人の聞えの低い人であつたが、父を助けて其の大逆無道の行ひを遂げさせてしまつたのみであつた。勿論泰時は此の事に就て深く恐懼して居たと見えて、其の後梅尾の明憲上人に逢つた時に、如何にして此の大罪を償ふことが出来やうかといつて上人の教へを求めた。之に對する明憲上人の答へは『それを大罪と自ら知つて居るのは感ずべきことである。父の後を承けて執權になつたならば、出来るだけ善政を行つて萬民の苦勞を省き、世を靜謐に治めて其の罪を償ふやうに心懸けられるが宜い』といふ、極めて微温的なものであつた。要するに此の時代に於て大義名分の重んずべきことを眞に心得て居るものは一人も無かつたと斷定すべきである。義時一人が悪人であつたのではない、其の時代の人が盡く頼もしからぬ日本國民であつたのである。是れ全く久しい間正しい教化の道の廢れて居た爲といはなければならぬ。崇神天皇の詔に、

民を導くの本は教化に在り。

とあるが、實際教化ほど大切なものはない。譬へば非常に健康な體質の人でもあまり衛生に注意せず居ると、其の立派な體質も次第に衰へて重い病に罹るやうになるものである。吾が日本は萬國に冠絶したる國體を具へて居るのであるが、吾等は此の貴い國體を傷けぬために、絶えず教化に力を用ゐて居なければならぬのである。教化の衰へた結果として承久の亂のやうな不祥事が起つた

といふことを、何人も能く記憶して居なければならぬ。

今吾が國は建國以來全く例のない大戦争に殆んど全力を擧げて従事して居るのであるが、此の大戦争が吾が國の完全なる勝利を以て終結すべきは固より吾等の共に信じて疑はぬ所である。併し此の大戦争の終結に依つて吾等は更に一層重い任務を負はなければならぬといふことを、今日より豫め覺悟して居なければ相成らぬのである。昨年十二月に御渙發になつた勅語に御諭しになつてある通り、吾等米英を相手に戦つて居るのは實に己むを得ざるに出たることであつて、米英二國を打負かすのみが吾等の目的ではない。東亞諸國共存共榮の根柢を固め、進んで世界平和の基礎を定むることが吾等の目的であつて、吾等は此の目的の達成を妨ぐる米英に大打撃を與へ、其の妨げを完全に打掃ふために戦つて居るのである。されば此の戦争が終結して米英の妨げが全く取り除かれると共に、吾等は愈々東亞十億の住民を指導し、『東亞人の東亞』を立派に實現するといふ大事業に全力を打込む運びとなるわけである。即ち吾等日本國民は東亞全體の住民の儀表となり模範とならなければならぬのである。東亞全體の注意が吾等に集中するのはいふまでもなく、世界の注意が盡く吾等に集中することを吾等は決して忘れてはならぬのである。『日本が世界の歴史あつて以來全く比類なき戰勝國たることは明かに承認する。併し日本が東亞全體の指導者として成功すべきや否やは之を今後に徴するより外はない。謹んで御手並を拜見しよう』といふ態度で、世界各國が皆吾等の一舉一動にまで深き注意を拂ふ時が到来するのである。吾等は今日より豫め其の日に備へなければならぬ。此の際に於て吾等の最も力を用ゐなければならぬのは教化といふことである。



人物とその風采

加藤 武雄

歴史に名高い人物のすがたかたちを、いろ／＼と想像して見ると面白い。想像して見るまでもなく、記録に傳へられ、肖像畫が残つてゐるものもすくなくない。

大岡秀吉は、日本の代表的英雄であるが猿に似てゐたと傳へられる。たしかなものとして傳へられてゐる肖像畫を見ると、なるほどいくらか猿に似てゐるやうにも見えるが、又、見やうによつては、些とも似てゐないやうにも見える。記録によると、子供の頃、「小猿」「少猿」と呼ばれてゐたとあるが、それは、顔が猿に似てゐたからではなく、生れたのが、天正五年の申歲で生れた時の干支に因んで猿を呼んだに過ぎないといふ説もある。加藤清正は、寅年に生れたので、虎之助——虎と呼ばれたのも此の例だといふのだ。或は然うかも知れないと思ふ。

しかし、身體が小さかつたのは本當であらう。秀吉の肖像を見ると、頭の割合に脊丈が非常に高い。坐像なのだが、その高さは、立像ほどに描かれてゐる。これは、畫家がさう書いたばかりでなく、秀吉自身、坐る時腰の下に臺を置いて、つとめて脊高く見せたといふ事である。秀吉は威儀をつくらふ爲めにはいろ／＼と心を用ゐたもので、あの長い頸ひげも、つけ髯であつた。秀吉が小田原征伐に出かける時は、つけ髯をして、眉を描き、齒を染めてゐたとい

ふ。猿に似てゐたといふ秀吉が無官太夫敦盛のやうにかねをつけてゐたと思ふと、少し滑稽な氣がしないでもない。尤も、その頃は、武士でかねをつけるのは、別に珍らしい事では無かつた。

織田信長が美男であつた事はその肖像を見てもわかり、又、その妹に小谷の方、その姪に淀君のやうな麗人があつた事によつて推察される。あの激しい氣象が何處にひそんでゐたかと疑はれるほど美男の信長だつた。色が白く、身體は肥り氣味だが骨細の感じに見えたと、信長に謁したキリシタンの宣教師は書いてゐる。信長の子供たち、信忠も信雄も信孝も、皆美男だつたらしい。信長が天正八年京都で、帝の御前で馬揃（觀兵式）を行つた時、信長は、眞赤な緞子の肩衣をつけ、金モールで袖口をくゞつた同じく眞紅な色の着物を着、腰には帝より賜はつた牡丹の造花を挿し、その姿、住吉明神の影向もかくやと思はれるばかりだつたと記録されてゐる。又、信忠等息子の華やかな貴公子姿については、眼もさめるばかりだつたとバテレンが書いてゐる。

教名ガラシヤとして知られる細川忠興の夫人は、明智光秀の娘だが、非常に美人だつたといふ。父の光秀も、典雅な容貌をした男だつたと思はれる。但しあたまは禿げあがつてゐたので、信長は、「きんかあたま」と呼んでゐる。信長が光秀の頭を、鼓にして打つたといふが、あまり見事な禿げつづりが、信長のいたづら心を誘發したのであつたかも知れない。

一體に昔の武士は、鬚をかぶつてゐたので、頭がむれて、それに禿げ方もひ

どかつたらしい。さかやきを刺る習慣も、勿論胃から来てゐるであらう。顎ひげも、胃の緒のしまりをよくする習慣から貯へられた場合が多かつたと考へられる。

二

蒲生氏郷も、美男だつた。上杉の家来で、石田三成と通謀し豊臣家のために家康打倒の軍を起した快男子直江山城守兼續も、女にも見まほしい美男だつたと傳へられる。信長の寵童森蘭丸は勿論美男だつたらうが、それから推すと、蘭丸の兄森武藏守長一も美男だつたと思はれる。鬼武藏と呼ばれた猛將は、長久手の戦に戦死したが、白い糸で緘した鎧に白い陣羽織を着、百段といふ名馬にまたがつて、奮戦したその時の彼の武者振は、一幅の武者繪を想ひ描かせ

る。秀吉の智慧袋として知られる竹中半兵衛重治も優男であつたといふ。なめし皮の鎧に麻の陣羽織といふ蕭洒としたすがたで、驢馬のやうなおとなしい馬をいつもゆる／＼と打たせてゐたさうだが、此の人は病身で、比較的短命で死んだ。

半兵衛官兵衛、秀吉の軍師兩兵衛の一人、黒田官兵衛孝高は、半兵衛重治より、ずつとあぐの強いした／＼か者らしいが、秀吉は、此の人を、いつも、「ちんばの勘解由」と呼んでゐた。勘解由といふのは官名であるが、官兵衛はちんばであつた。これは、荒木村重のために捕へられ、有岡城に長い事幽閉されてゐる間に、足を悪くしたためだといふ。又「かさあたまの勘解由」とも呼ばれてゐたところを見ると、あたまに腫物が出来てゐたのであらう。このかさあたまから、智謀が、コンコンと湧き出したのだ。

三

武田信玄は、その肖像の背後に火焰を描き添えたら、そのまま、彼が信仰し

てゐる不動尊の像になると云はれた人だから、堂々たる容貌だつたに違ひ無い。信玄は不動尊を信仰してゐたが、上杉謙信は毘沙門天を信仰し、「毘」の字を書いた旗を用ゐてゐた。謙信の武者振は、毘沙門天そっくりだつたやうに想像される。

四

大東亞戰勝頭のハワイ急襲は信長の桶狭間襲撃を聯想させたが、同時にまた川中島の合戦の謙信の斬込を思ひ出させる。「遺恨十年」は正に通じだが、しかし、ハワイ急襲では「流星光底長蛇」を逸せずして、これを獲たのだ。ともかくも、謙信の斬込が、いかに甲州方をおどろかしたかは、信玄をはじめ、甲州方は、あとになつてまで、それを謙信とは信せず、謙信麾下の憎形（あまがら）の石川伊豆だばかり思つてゐたといふのでも知られよう。

徳川光圀も有名な美男であつたが、光圀の祖父の家康は、色の黒い、ずんぐりした男だつたらしい。健康も非常なものだつたらしいが、鯛の揚げものの中に中られて死んだ。家康の子結城中納言秀康は、なか／＼の豪傑だつたが、此人鼻を落としてしまひ、木の作り鼻をつけて家康の前に出たところ、鼻が無ければ無いでいゝ、造り鼻などをつけて、そんなみつともない眞似はよせと家康に叱られたとある。鼻が落ちたといふと、或は悪い病氣にかゝつたのかも知れない。その前後の頃から、さういふ病氣が、日本に渡來して來たのだから。
曲名（なま）頼道三は、信長秀吉などの侍醫をつとめ、宮中にも出入した當時の醫道の大家であるが道三の書き残した「天正醫道記」といふ本を見ると、當時の名士が淋病で苦んだ事などが赤裸々に書いてある。又淀君が、血の道か何かで氣鬱症——つまりヒステリー症に落ちてゐた事なども、此の本が語つてゐる。ついでに、鎌倉時代の公卿の日記などを讀むと「飲水病」といふ文字がよく出て來る。水を飲む病氣、水を慾しがる病氣なのだ。運動不足から來る糖尿

腎臓病のたぐいでもあつたらうか。

運動不足といへば、今川義元は馬に乗る事が出来無かつた。これはいゝと肥り過ぎてゐたからで、その上、上半身が馬鹿に大きく、脚が短い、畸形的な身體をしてゐたといふ。桶狭間で、まご／＼してゐるうちに、惜しい首を奪はれたのも、或は肥り過ぎて身動きが自由でなかつたせみかも知れない。かういふとひどくだらしが無い人のやうに見えるが、どうして義元も相當の大將で、桶狭間の一戦が無かつたら、手強い大敵として、長く信長のわづらいとなつたであらう。

齋藤道三の子（實は土岐頼藝の子）の義龍は、坐つた時の高さ二人を超えたといふ巨人であつたが、此の人は頼の痼疾があり、「癩股」と呼ばれてゐたところ。癩を病んでゐた英雄には大谷吉隆がある。關が原の時は、病重くて眼も見えず、足腰も立たず、竹輿に乗つて奮戦した。智將でもあり、勇將でもあり又、事のならぬのを豫見しながら、石田三成に殉じ豊臣家に殉じた高義の人でもあつた。

足萎えの勇將には、九州に立花道雪がある。矢張、輿に乗つて戦線を縦横しいつも見事な戦果をあげてゐた。

五

隻眼の英雄は澤山ある。何人でも知つてゐるのは伊達政宗だ。信玄の軍師で川中島合戦の大立者と傳へられてゐる山本勘介晴幸（此の人の傳記は實にまだよくわからないのだが）は片眼でそしてもんばだつたといふ。明治になつてからは日清戦争の時の山路元治將軍も、日露戦争の時の乃木希典將軍も共に片眼であつた。乃木將軍の片目は義眼だつた。

それから、これは遠い昔になるが、後一條天皇の時、刀伊の賊が筑紫を襲うた事がある。元寇の役以前、外敵の襲撃を受けた國史上の一大事件であつたが、此の時、大宰權帥の任にあり、兵を督して、見事に此の賊を撃退した藤原

隆家卿は盲目であつた。盲目を醫する爲め唐渡りの名醫の療治を受ける爲めに筑紫に下つてゐる間に、此の國難に會して、此の大功を立てたのである。南朝の忠臣染池氏は、實に此の隆家の末裔であつた。

六

加藤清正は威容堂々たる人であつたらしい。濃い眉、巨きな眼、鋭々たる長髯、脊丈も非常に高かつたらしく、それが、法華經二十八卷をはり固めた立烏帽子をかぶり、例の片鎌の鎧を執つて、名馬帝釋栗毛に打ちまたががつた姿は無立派だつたであらう。清正の邸は、櫻田門外、後に井伊の邸になつたところであつたが、門柱の上に金の鯨を置き、それが燦爛とお濠の水にうつりきらめく様は、江戸市民の眼をみはらせたといふが、清正のさうした姿も、また開府當時の江戸名物とうたはれたらしく、當時江戸では次のやうな謠が流行つてゐたといふ。

江戸の虎落笛にさはりやすと
避けて通しやれ帝釋栗毛

朝鮮の役の鬼上官としての清正の名は何人も知つてゐるが、清正が立派な政治家で、その領國の肥後に於て、河川を修理し、新田を開き、民治上の大功をあげてゐる事は、一般には案外知られてゐない。石田三成と折合はず、關が原の役にも徳川に味方した點で、豊臣家への忠誠を疑ふのは、清正の眞意を知らぬ人のことである。清正は、大きく世の動きを見て、徳川と争ふ事の愚かさを思ひ、たゞ、豊臣家をして安全にその祀りを存せしめ度いと願つてゐたのであらう。そして、海外へ發展しようとした秀吉の志を受けついで、そこに力を致さうとしてゐたのでは無からうか。

これは決して、想像でないではない。秀吉の海外進出の志を、最も眞面に受けついでのが清正であつた事は、いろ／＼の事實によつて證據立てる事が出来る。或る本には、秀吉の大明征伐をすゝめたのは清正であるとさへ書いてある。とにかく、清正は一般に考へられてゐるやうな一介の武弁ではない。非常

に大きな、そして深味のある人物だったと思ふ。

七

秀吉の大陸進出は、信長の遺志を受けたものと見ていゝ。大陸進出を先づ思ひ立つたのは信長である。信長が朝鮮に手紙を出して、來貢を促したのはかくれ無き事實である。

徳川三百年の鎖國に慣れた眼で考へては本當の日本の歴史はわからない。よく、島國根性などといふが、日本人が島國根性になつたのは、徳川の鎖國政策の爲めだ。それ以前の日本は、世界を家とする大なる氣宇に生きてゐたのだ。所謂、倭寇が横行しはじめたのは鎌倉時代からの事である。日本人の元氣は海外にあふれてゐた。その元氣を一束にして大陸に雄飛せんとしたのが、信長であり、秀吉である。そして、當時の武將達は、多かれ少なかれ、みんなかういふ氣持を持つてゐたのであらうと思ふ。

伊達政宗などは幕府の世になつてからも、海外進出の志を捨てなかつた。清正にその志があつたとしても、少しも不思議はない。

明治になつて西郷隆盛が、大陸出兵を計つたのも、遠く信長秀吉の志を受けたものである。西郷は、わが民族の、血に傳はつてゐる要求をよく知つてゐた。知る前に感じてゐた。

八

人物の容貌について書いてゐた筆が少し横に反れた。元へもどして、もう少し書かう。

信玄、謙信と比肩す可き豪傑に、北條氏康がある。氏康の父早雲入道は、後頭部の突出した、非常に俊敏さうにも、意地悪さうにも見える顔附をしてゐた事は肖像畫で知れるが氏康はどんな顔をしてゐたのだらう。とにかく、此の人が非常に勇猛で、國府臺かどこかの戦で、身に二十箇所の創を蒙り、その一つは顔に受けた向うきずであつたので、向うきずの事を氏康きずと云つたといふ

記録がある。

前田利家は、犬千代時代には、大へん美しい若衆だつたやうに眞書「大開記」などに書いてゐるが、これは非常な偉丈夫で、臂力絶倫、年老いてからも力では何人にも負けなかつたといふ。

新しいところへ来て、大久保利通は、非常に威嚴のある人で、何人も眞面に顔が見られなかつた程だといふが、寫眞を見てもさう思はれる。西郷は勿論立派、岩倉具視もあの眉間のあたりに尋常ならぬ逞しさが見える。橋本左内は女のやうな優男だつたさうだし、吉田松陰も、決して魁偉な顔ではない。細くかつた、うすあばたのある、寧ろ貧弱な顔附である。

山田顯義は、若い頃は非常な美少年で、伊知地正治が、牛若丸のやうだと云つて賞めた事があるさうだ。その伊知地正治は、ちんばで、骨なしのやうに眞直に立つてはゐられぬほどの病的な身體だつたが、西郷にも深く頼まれたほどの一代の俊傑であつた。

西郷隆盛の兩腕であつた篠原國幹と桐野利秋、篠原はその性格通り質實な重厚な顔附をしてゐる。此人は寡言を以て有名で、人に對しても返事以外の口は決してきかなかつたといふ。桐野は、黄金づくりの太刀を帯びて東京の街を歩いた伊達者だつたが、その顔附にも、英氣颯爽とした風が見える。桐野はあまり學問がなく、「禁闕」といふところを、いつも「禁闕」と誤讀してゐたさうだ。

藤田東湖は、あばた面の醜男で、牛のやうに肥つてゐた。

明治天皇の侍講として、御信賴をかたじけなくしてゐた副島種臣は、外部卿として、道義外交の實を世界になした人だが、この人の風采も頗る立派だ。若い頃ひどく無精で、垢だらけになつてゐたので、思ふ女に振られてしまつた。一友のすゝめで、風呂に入り、髪を梳り、着物もりうとしたのに着換へて出かけて行くと、その女がすつかり惚れてしまつた。うそか本當か知らないがそんな話も傳へられてゐる。



筆漫居窓風市

忘れる事に就いて

鈴木文史朗

もう九年の昔になる。自分が勤めてゐる新聞社の編輯室へ侵入して來た兇漢のため私は重傷を負つた。

辛執れる編輯室に白刃振りてしれ者入り來昭和の眞晝に

組みつきし君が脊筋に振りおろす白刃流れて血を吹きにけり

下村海南

醫師の檢測によると、その時左の肩下から脊筋をかけて斜めに約一尺切られた傷から血液は全體の三分の一吹き出したといふことであつた。床一面の血であつた。餘病も出て、一時は危ぶまれたが、幸運にも命を取り止めた。

退院し、療養をはじめ、外傷に良いといふ温泉に行つてもいゝと病院長からいはれた時の喜は格別であつた。「あの刀の切先がもう一分どつちへ外れても深くても、脊髓をやられて、一生起てなかつたかも知れませんか。」と醫者からいはれた事を想ひ出し、不慮の災厄が大きかつただけに、それから回復して、温泉へゆつくりと行ける自分を日本一の幸福者だと思つた。

時は五月の始めで、若葉青葉と、香ばしいそよ風と清澄な温泉とを、この時ほど美しいもの、佳いものと感じたことは、それまでには無かつた。長い間の心身の苦惱を経て、あがなひ得たものである。温泉へ入るまでもなく、病院で

はじめて入浴を許された時の、その快適さは、その時浴室の入口まで付き添つて来てくれた友人から、

「どうです、氣持ちは？」

と訊かれて、

「西の國へ行つて百萬石貰つたやうだ——といふやうな氣持だネ。」と答へたほどであつた。

× × ×

この劍難から數年して、私は第二の重い病難に遭つた。バセドー氏病に罹り、三年にわたり身心が逐日衰弱し、仕事は全く出來ず、いはば癡人になりつゝあつた。内科の治療はいろいろ受けたが利き目が一向なかつた。友人の河北醫學博士の懇切な奨めに従つて、遂に意を決して、神戸の隈博士の病院に入院、手術を受けた。咽喉部を切開し、鶏卵大の甲状腺部の肉塊二つを切り出した。實は、この病氣特有の不安と思ひ過しから、手術前には遺書まで書いた。然し、結果は文字通り「神速」の回復で、手術後一ヶ月の中に、前には瘦せる一方であつたのが、體重が二貫目も増した。手先きの震へ、不眠、焦躁等苦しみの出てゐた症狀は、一時に雲散霧消した。この時の喜は、足掻いても足掻いても出

られさうもないと思つた絶望の淵から這ひ上つて、大地へしつかり再び立つた時のやうなものであつた。

この時も、退院後療養に轉地した。そして温泉旅館に泊つても、好風景を観ても、これを尋常視せざる心の悦樂を再び味つた。

× × ×

平凡な事だが、人間の楽しみ、喜びは苦しみの代價を拂はねばならない。そして、かうした肉體の痛苦も、その後に来る回復の喜びも、身心が平常状態になると同時に、だんだんと忘れて、その時の深い感銘も感銘もその儘は決して永續しないものだといふことを、少くとも私自身は體驗してゐるのである。今温泉へ行つても、轉地しても、その當時の楽しさの十分の一も味へない。

これは單に痛苦に就いてばかりではないやうだ。私は學校を出て數年して、永い年月苦勞をした母に孝養したいと思つてゐた時死なれた。その時は生きてゐる空がない程に悲しみ、山の中へひとりで行つて泣いたりした。若し、あの時の悲愁がそのまま續いたら、仕事など到底續けられるものではなかつた。だが、その時の悲も、時日と共に紙一重はぐやうに薄らいで、その悲愁感はただ母への追慕に變つて残つてゐるだけである。世の多くの人が、肉親と死別する時の悲の中、親が子に先立たれるのが最も深刻であるが、これとても多くの場合、月日と共に薄らいで行くやうだ。私は長男を、生後一ヶ月餘りで亡くしたが、これなどは悲しみといふよりは愛惜の情で、従つて今では想ひ出すことも稀である。

自然といふものは、われわれが一般に考へてゐるより残酷なもので、地上の生物に生成と共に病害を興へ、人間は勿論、草木も鳥獸もバクテリアも、精子も生きたためには鬭争を續けるやうに運命づけてゐるのはあはれだと思ふ。だが、その半面自然が生物に興へる諸多の恵みのうち、人間の心身の苦惱を時といふ際者によつて平癒させる事は偉大な慈悲とでもいふ可きものであらう。

ある。だが、これとても考へやうである。その人の實體はちやんと知つてゐてどこで何をしてゐるどういふ人といふ——名前だけ忘れろといふ事は、實體を忘れて名前だけ覚えてゐるのよりも遙かに優つてゐる。名は實の賓であり、符牒に過ぎない。——かういふ負け惜みの理窟も考へたりする。

私はこの文章の冒頭に出した下村海南氏の歌は記憶してゐるが、私を切つた暴漢の名はすつかり忘れてゐる、尤も彼は、特に私を切る爲めに新聞社へ侵入して來たのでなく、恐らく誰でも彼の前に立つ者を威嚇し、場合によつては切るつもりであつたのだらうと想像する。私がこんな者と格闘する氣になつたのは、自分ひとり白刃を掲げて絶對の強者の如く振舞ふ有様に對して、怒心頭に發したからであつた。彼は時代が生んだ暴力團の一片であり、ありふれた痴漢であつて、彼自身に個性といふほどのものはなく、従つて彼の符牒である呼び名も私には少しも意義はない。實際、私は彼の姓名ばかりか、その顔さへ思ひ出せない。それでいふと私は思つてゐる。彼の名や顔は忘れても、海南氏の歌は覺えられるのは、そこに文學と思想があるからである。暴力團員の名にはさういふものはない。

× × ×

菊池寛氏の諸作の中で、「恩讎の彼方」は傑作であると思ふ。

親の仇討ちを生涯の仕事とした青年が、仇の徳行に感動して、怨を忘れ怨を越へた彼岸へ一歩進み得たといふ事は、彼に先づ怨を忘れ許し得る徳性があつたからである。

「忘れてやる」「忘れてくれ」といふ昔から日本の市井で使はれて來た言葉は「宥してやる」「宥してくれ」といふのと同じである。然し、そこにはそれだけ異つた曰ひ方をするだけの相違はある。何もかも無かつた事にして忘れよう——といふ方が、何もかも皆有す——といふよりも、より濫い心からであり、徹底した宥し方である。

か。この「時」といふ醫者の盛り薬は「忘れさせること」なのである。人間が、その體驗したまゝの身心の苦惱を持ち續けたら、生きては行けないのである。

× × ×

私はよく物忘れする徳を自然から多分に頂いてゐる方である。ハンケチ、洋傘などはしよつちゆうの事である。漢洲を旅行中、シドニーのホテルへ寫眞機を置き忘れたことをメルボルンへ行つてから氣がつき、電報をそのホテルへ打つたら、

「寫眞機と靴小包にして送る」

といふ返電が來た。靴は置き忘れたことも忘れてゐた。それから、どこか他のホテルの筆筒の引出しへ、日本で新調して行つた絹のワイシャツを半ダース置き忘れたことを、旅行から歸つて家内から訊かれて思ひ出したこともある。尤も、この頃は例のバセドー氏病をわづらつてゐた最中で、健忘症がその一つの病症でもあつた。

だが、私は小さな身邊の持ち物などを置き忘れることを、他人から冷やかされても少しも氣にかけない。そんな、小さな物を忘れまい忘れまいと絶えず氣を配つてゐる氣になれない。「なにあに、大きな事を忘れなければいゝのだよ。替澤な女は決してハンドバックは忘れないが、身分の程は忘れてゐるじやないか?」

といつてやる。これは、勿論多少自己辯護ではあるが、人生の本格に影響のない瑣末の事物に、特別に氣を配るのは不經濟なやうな氣がする。

人の名前を實によく記憶してゐる人と、實によく忘れる人があるが、私は後者の方である。勿論特に交渉のある人や印象の深い人は一通り記憶するが、一度や二度會つて、名刺を買つた位の人々の名は始めから記憶しやうとしない。然し困るのは、交渉もあり、當然記憶して居る可き善人の名を度忘れする事で

貸りた金を忘れる人なら、借金を忘れることも自然であるし、睡眈の怨必ず報ゆ、といふ式の人物よりも恩怨共に忘れ勝ちといふ仁の方が人間的のやうな氣がする。

× × ×

受刑者、刑餘の人にとり、恐らく最大の願は自らその罪科、受刑といふ事實を忘れたい事であり、他人からそれを忘れて貰ひ度いことであらう。先日千葉刑務所を訪れ、根田所長に望まれて全囚人の前で講演をした時、私のユーモアをよく解して満堂が兩三度笑つた。その瞬間、私の話の本筋はどうあれ、あの人々が笑つた時だけは何もかも忘れてゐるだらうと思ひ、演壇に立つてよかつたと思ひ嬉しかつた。それから、一週間ほど経つて所長から、私の講演を聞いて書いたといふ三人の受刑者の感想文が届けられた。その中に、講演の時私が述べた言葉の中に、「諸君を見ると、外界の人とたゞ着物が違ふばかりで、どこにも暗い影もなく、私には差別がつかない……」といつた一節に對し三人とも非常に感激した點が一つの一致點であつた。その中の一人は、「同じ人間としての共鳴を感じ、自分の人格がぐる／＼と伸びて行く感じを受けずに居られなかつた」といひ、他の一人は、「思はず眼に涙を浮べました」とまでいつてゐる。

日本國民が、刑餘の人といふことを忘れてやつたら、いかに再犯、續犯が減少するだらうかと、今更らの如く考へさせられる。

× × ×

古往今來、人生は結局は「忘却の海」へ何れも消えて後なく逝くものである。それが佛者の悉皆成佛であるかも知れない。阿彌陀佛の御相形は、人間が大自然の心と融合した瞬間を現はしたものだといふ説を聞いたことがあるが、さう思つて拜すれば、あの御顔は茫漠として偉大な忘却のやうにも思はれる。



今次戦争を決するもの

林 秀

外交講話

ロンドン大学の政治学教授で、世界的に有名なハロルド・ラスキは、先般チャーチルの作戦指導を痛撃して次のやうに言つた。

「チャーチル首相の戦争指導の最大の缺陷は、今次大戦を通じて、イギリスが世界に何を興へるかを明示しないことである。」

これは確かにチャーチルの痛いとこゝろを衝いた言葉である。と同時に、聯合國側の来るべき運命を暗示してゐるものとして、まことに興味深い。

最後の勝利は正義に味方するとか、大義名分をもたない戦ひは必ず敗れるとか言はれるが、この正義とか大義名分といふ言葉も、要するにラスキの「何を興へるか」の意味に外ならない。即ち戦争は、それを通じて新しい倫理を創造するものでなければならぬ。新し

い倫理と言ふ代りに、新しい歴史と言つてもいいであらう。或ひはまた、新しい世界、新しい社会乃至新しい生活と言つてもいいであらう。ラスキはそれをたゞ「ギブ・アンド・テイク」的に表現したに過ぎない。

然し、ラスキのかゝる正當なる批判にも拘らず、實はイギリスには「興へるべき」何もものないのだ。チャーチル自身ですらそのことを衷心遺憾としてゐるに相違ない。

前大戦に於ては、聯合國は世界に「何を興へるべきか」を知つてゐた。それは言ふまでもなく、デモクラシーであつた。一九一七年四月二日、アメリカの大統領ウィルソンは議會に於て獨逸に宣戦し、「世界はデモクラシーの爲に安定されねばならぬ。」と叫んだ。そして彼は、ローマに於て、パリ

に於て、文字通り民衆の花束の雨を浴びたのである。世界は擧げてデモクラシーを主張し、民主主義を謳歌した。勿論、そのデモクラシーや民主主義の正體がどんなものであつたかは、こゝに改めて説くまでもない。それが正しい意味に於て正義、乃至大義名分といふべきものであつたかどうかは、論議が横道へ外れるから控へるとして、妙くとも當時それが一般に「新しい倫理」であると信ぜられたことは皆人のよく知るところであらう。デモクラシーは斯くの如くにして、新しい歴史を形成し、新しい社会の指標となり、新しい生活の内容を規定した。

ところで、今日はどうかといふと、ルーズベルトやチャーチルは今次戦争を戦ふに當つても、依然としてデモクラシーである。デモクラシーは然し今知らされてゐないこと、第四にアメリカ人の自尊心の高いこと等に因る。そしてこのことはまた同時に、戦争の長期的様相を決定的にしてゐる。然し、我々がこの戦争に最後の勝利する爲には、徹底的にアメリカを粉砕し去ることを必須條件とする。このことは決して誇張でもなければ、大言壮語でもない。實に我々にとつて至難にしてまた嚴肅な事實でなければならぬ。指導者の或る人々はこの點に關して綿密なる省察を缺いてゐるのは寔に遺憾である。といふのは、その人々が何等の根據も理由も示すことなしに、たゞ徒らにアメリカ打倒を叫ぶ爲に、人々は反射的にその必然性の事實に逆目を覆はうとしてゐることである。「さうは言つても、アメリカまでは仲仲……」——人々はさう考へ勝ちである。けれども、戦争の最終段階の「場」はアメリカ大陸になければならぬ。何故ならばアメリカ大陸こそ「デモクラシーの巢」であるからだ。而して、デモクラシーの根柢を覆へし、デモクラシーに代る新しい倫理乃至新しい生活を樹立することなしには、今次戦争

や昔の如く世界を幻惑せしむるやうな光彩陸離たるものではない。ルーズベルトがいかにか絶叫しても、曾つてのウィルソンが世界に興へたやうな感激と昂奮を期待することが出来なくなつてゐる。聯合國側の主腦部は二番煎じが人々の嗜好の對象とならないことに氣がつかない。ラスキはそのことを警告したのである。

然し、デモクラシーがその魔術性を喪ひかけてゐるとは言へ、すべての人がその悪夢から覺めきつてゐるとは言へない。重慶政權の如きはその代表的なものであり、中南米、カナダ、瀋洲の如きもあるし、印度の如きもその思想の桎梏から解脱しきつてゐるとは言はれない。樞軸側の中にも、まだその思想のほとぼりがある。その理由としては、第一にはデモクラシーの觀念性と現實性、抽象性と具體性の區別がハッキリして居らぬことである。それ故、現實的にはデモクラシーの矛盾を認識しながら、觀念的に猶その思想に執着してゐるといふ傾向が見受けられる。第二には、デモクラシーに代るべき新しき思想が明確にされてゐない、といふことである。日本主義、ナチズ

ム、ファッシズムは大きな立場に於ては「全體主義」の同一系列に屬するものであるが、純粹の意味に於ては、夫の立場があつて、決して同じものではない。例へば、日本主義の如きも「全體主義」といふよりは、「一體主義」と言つた方が寧ろ適切ではあるが、全體と一體との區別を一般に認識せしめるといふことは仲々容易でない。

こゝに、思想戦といふものゝ重要性和困難性がある。日本は此の意味に於て猶多くの試練と苦悶を経なければならぬ。有識者、特に學者と謂はれる人達がこれらの問題に安閑としてゐるのは不思議千萬である。政府もまた學者と教育者を區別して、眞に有能なる學者達を之等の研究に専念没頭せしめる方策を講ずべきではあるまいか。それは又、大きな作戦の重要な一部であるとも言へるのである。

戦争に對する疑惑から戦争の嫌惡へと發展する契機を爲すものである。戦争は言ふまでもなく生命を抛つて安定を確立せんとする意志である。そこには妙くとも生命の代償たる高い理想、崇高なる大義がなければならぬ。理想どころか、パンの一片だつて得られぬ戦争に、人が情熱を持ちつづけるといふことは考へられない。イギリス人が、一體何んの爲に戦争してゐるのだ、と考へ出したのは當然である。況んや、濠洲や印度、重慶などの戦争理念が動揺しつつあることは推察に難くない。この動揺をして崩壊へ誘引すべき思想戦の積極化を我々は期待する。思想戦は單なる防禦的措置でもなければ、ラヂオ放送の宣傳戦でもなくして、實に敵側抗戦の思想的基礎を覆滅する底のものでなければならぬ。

イギリスのこのやうな動搖の兆候に比較すると、アメリカの戦争に對する自信は決して新聞の報道するやうな樂觀材料にばかり満ちてゐる譯ではない。その理由の第一は敗戦の結果が直接的でないこと、第二は物質が豊富なる爲に生活が現實的に大なる脅威を受けてゐないこと、第三は敗戦の事實が

ハロルド・ラスキの言葉はまた次のことを我々に示唆する。即ち、聯合國側、特にイギリスの知識人が戦争に對して思想的動搖を來しつゝあるといふ事實だ。この動搖は戦

争に對する疑惑から戦争の嫌惡へと發展する契機を爲すものである。戦争は言ふまでもなく生命を抛つて安定を確立せんとする意志である。そこには妙くとも生命の代償たる高い理想、崇高なる大義がなければならぬ。理想どころか、パンの一片だつて得られぬ戦争に、人が情熱を持ちつづけるといふことは考へられない。イギリス人が、一體何んの爲に戦争してゐるのだ、と考へ出したのは當然である。況んや、濠洲や印度、重慶などの戦争理念が動揺しつつあることは推察に難くない。この動揺をして崩壊へ誘引すべき思想戦の積極化を我々は期待する。思想戦は單なる防禦的措置でもなければ、ラヂオ放送の宣傳戦でもなくして、實に敵側抗戦の思想的基礎を覆滅する底のものでなければならぬ。

イギリスのこのやうな動搖の兆候に比較すると、アメリカの戦争に對する自信は決して新聞の報道するやうな樂觀材料にばかり満ちてゐる譯ではない。その理由の第一は敗戦の結果が直接的でないこと、第二は物質が豊富なる爲に生活が現實的に大なる脅威を受けてゐないこと、第三は敗戦の事實が

歐洲第二戦線の失敗、ソ聯のヨーロッパ作戦の敗退、ソロモン海戦につゞく支那大陸と太平洋に於ける第二戦線結成の企圖粉碎等聯合國側には悲觀材料が山積してゐる。この動搖を決定的ならしむべき方策について、政府も國民も一體となつて眞剣に考ふべき秋である。

(八月廿三日)



話講濟經

職業競技

石山賢吉

(一)

産報の主催で、日本にも職業競技が開始された。その結果、優勝者四十幾人か、總理大臣賞を受ける事になった。私は、この計畫には大賛成である。次第に擴大されて、全国的の國民競技になる事を切望して止まない。

職業競技は、獨逸が先覺者である。獨逸は之を數年前に實行した。一年毎に参加者が激増し、三、四年間に忽ち幾百萬人といふ大多數に達した。第二次歐洲戰爭が開始されても、繼續して居るか否か不明であるが、それには政府の後援があり、非常に盛なものである事を、私は學術振興會から發表された文獻に依つて知つたのである。

獨逸が之を道り出した動機は、運動競技にある。運動競技となると、各人が之に熱中する。そして、嬉々として樂む、職業上の技術の向上にも、その樂心を應用したならば……といふのが

その動機であるといふ。

私は、それを知つた時、「流石に獨逸だナ」と感心した。同時に、私の小さな経験を思ひ出した。

私は、新潟縣の小さな田舎町の生れである。私の少年時代に珠算熱がある。その熱が多になると、授業を開始する。町の少年は、擧つて其處へ珠算を習ひに行くのであつた。

年齢は、十二、三歳の者が多い。修業年限の定めはないが大概、一冬か二冬行くのである。私も、その年齢になつて、二冬行つた。これが私の一生にどれだけ役立つ事か。

私は、今でも珠算がバチ／＼はじける。割でも、掛でも、何でもやれる。筆算も、學校で習つた。のろ臭くて珠算には到底及ばない。私は、算盤を持つてはバチ／＼やるのである。それだから、私は、人の眼がる算盤

も、掛算も、さして億劫ではない。即座に、表を作つて、數理を確める。

これが、經濟記者たる私に、貢獻をして呉れた事は、偉大なものである。それは、僅か二冬、珠算を習ひに行つたお蔭である。

その珠算熱の教授法は、競技式であつた。入塾すると、古參の生徒が割り方や掛け方を教へる。それを覺えると、直ぐ競技をやらせる。

競技は、割算と暗算である。二人の生徒を並べて割り算の競争をさせる。答を早くいつた者が勝つのである。

勝者は居残り、敗者は退く。すると、次の者が出て来る。そして又二人に割り算をやらせる。その答が同時であれば、その決勝を暗算でやらせる。

その技の優れた者は、一夜の中に幾番も席順が高まつて行く。

私は、二冬、その練習をして技倆が大に進んだ。割り算をする場合、割られる數だけを算盤に置き、割る數を省略し得る迄に進んだ。暗算も三桁位までやれた。

短期間に偉い進歩であつた。それから約十年の後、私は上京して慶應義塾の商業學校に入り、再び珠算の教授を受けた。

これは、寄せ算であつた。以前の割り算に比較すれば、簡易なものであつた。その上、期間は長かつた。期間は二年に及んだ。以前の冬期三ヶ月間に比較すれば、その四倍であつたのだ。

だが、私の珠算技術は、少しも向上しなかつた。それは、第一に、年齢の相違が原因したことであらう。十二、三歳時代は、手先の進歩が早い。二十、三歳になると、以前の如く手が動かない。又、斯うした單純手工に興味が持てない。

これが、不進歩の原因であつたと考へる。だが、それ以外に、尙ほ一つ大きな原因があつたと思ふ。

それは、その教授法である。競技式と否とが、その大原因を成したものとと思ふ。

兄は、親の遺産で、どうやら暮らして行ける處から、その利益を全部償却にした。そうしたら、創業以來數年を経過した今日では、機械設備も、手持材料も、全部只になつた。

兄はどうやら生活の安定を得たのである。それは、彼の天分のお蔭である。言ひ換れば、適所適材のお蔭である。今日は、都會であくせく生活して居る私よりも、食物の豊富な地方で安定生活をして居る兄の方がグツと幸福になつた。

(三)

人は、適所適材でなければならぬ。そして、各人が樂んで技倆が向上して行く仕組にしなければならぬ。

ソ聯の一炭坑夫が、自らの工夫で普通標準の十四倍の石炭を採掘した。スターリンは、能率増進を圖る爲め全炭坑夫がそれに倣ふ事を企圖し、之をスターハーフ運動と名け、頻にその普及を奨励して居る。スターハーフとは、炭坑夫の名である。炭坑夫の名を採つて、その運動の名としたのである。獨逸は、之に反對して居る。一炭坑夫の異常な働きを採つて之を標準にしその働きの強めるのは、強制だ——といふ見地からである。

強制はその仕事を苦痛にする。各人がその仕事を樂しむ組織にしなければならぬ。それには適材適所とし、日常の仕事に競技の精神を織り込む事が肝腎である。

が精進して居た。競技に負ければ不面目であるから、皆な火の出るやうな熱度で練習をするのであつた。一同の進歩が極めて早い。處が、商業學校の方は、普通練習だから、試験に合格するだけの勉強しかしない。そこで、教室は何時も情氣満満として居た。自然生徒の技術も向上しないのである。

珠算に就て、斯うした二つの経験を持つ私が、獨逸の職業競技を知つたものだから、「流石は獨逸」と即座に感心したのであつた。その事が、今日日本に實行され出したのだから、私はそれを嬉しく思ふのである。

今回は、未だ第一回である。参加者は六百餘名に過ぎなかつたが、忽ち擴大され幾百萬人も達する事であらう。又、そうなる事を私は希望して止まないのである。

(二)

私は、適材適所主義の唱道者である。私は、之を筆にするだけでなく、親戚朋友に勸めて實行させて居る。

私は、學校の出來の悪い子供を、上級學校へやる事をやめさせる。それは體の弱い者に、重荷を背負はせて、坂を登らせると同一だといふ見解からで

ある。

私は、兄の三男が商業學校へ通學して居るのをやめさせて、洋服屋の弟子にやつた。私の適材適所主義を實行したのである。

私は、適所適材主義に就て、斯うした経験を持つて居る。今から二十年ばかり前の事であるが私は親戚の少年を一人、私の社に預つた。私は之を事務員に仕立てる積りで事務の見習をさせた。

處が、この少年、何をやらせても張り出來ない。こつちも困れば、本人も困り、怏々として樂しまないのであつた。それにしても、私には、この少年を仕立て、やる責任があるから、尙ほ能く本人の行動を注意して居ると、彼の受持の仕事の中に、唯一つ彼が非常に得意のものがある事を發見した。それは、雑誌の郵送に用ひる状態を貼る事である。

彼は、田舎育ちだから、力があるその上、彼の家は、油紙類の製造を家業として居り、彼は、紙仕事に経験がある。それが役立つて、彼は状態貼りになると、人の二倍も三倍もやり、非常に得意なのであつた。

私は、その時、人は適所適材に限ることをツク／＼感じた。彼とても、彼に適した職場がある。

適所に行けば、彼はその職場の英雄であり、他に優る優越感を得て、彼の仕事を樂しめるのである。

人は、徒に、その地位の高きを求むべきでない。地位があつて、その實がないと、却てその身を不幸にする。求むべきは己に適した職業である。それが、その地位を向上させ、その身を満足させる所以である事を、私は、その時、深く感じたのであつた。

私は、彼を郷里に歸した。彼の如き者が東京に居て、激しい職業競争をするよりも、郷里に歸つて家業を勵んだ方が、彼の身の爲めであると思つて、彼を郷里へ歸したのであつた。

私の元は、私より學校の出來が悪い。その代り、手先が頗る器用だ。障子貼りととか、細工物になると、拔群の技倆を示す。

私の家の家業は紺屋であつた。私の町には紺屋が幾軒もあつた。それが皆時勢の進歩に伴はない爲めに潰れた。私の家の家業も潰れた。

兄は、永年、無職で暮らした。數年前、我が町に理研の工場が出來た。兄は其處へ木管を供給する木工工業をやり出した。手工の發達した兄は、若干、作業機械化の天分を持つて居る。兄は、その天分を實地に働かして、木工作業を機械化した。その爲めに、納屋を改造した小工場でありながら、利益があるやうになつた。

(丁)

藤澤正啓翁

(一)

大石武

有馬氏と藤澤氏

有馬氏と藤澤氏とは、我が行刑史上に輝く二つの明星であつたには相違ないが、同時に、それらの意味においてそれらの特色を有つ二つの對蹠的な存在であつたといへよう。有馬氏は藤澤氏に比し、年齢にして約十年は若かつた。それにも拘らず、二人は殆んど相前後して我が行刑界に入つて來られた。明治の中期、我が行刑界の黎明期においてである。爾來數十年、二人とも我が行刑界に大きな足跡を残して去り、そして二人とも今は亡い。

まことに、有馬氏と藤澤氏との存在は、當時、愉快な對照をなしてゐたやうに思ふ。行刑といふ仕事は、行刑官に要求する二つの代表的な資格を、二人はそのそれらの面において分擔し發揮してゐられたかのやうに思ふ。先づ有馬氏が敬虔なキリスト教徒であつたのに對して、藤澤氏は、言はゞ儒教仕込みで、傳統的武士魂——會津の場合、特に「會津魂」と呼ばれる——の持主であつた。従つて前者が、積極的活動的存在であつたのに對して、後者は、よき意味においての消極的、靜觀的な存在であつたといひ得よう。部下や收容者などに對しても、キリスト教徒である有馬氏には、「爾等われに來

かも二人の場合、私共としてそこに「職務」以上の或るものを發見し得ることは愉快である。有馬氏が退官後、その死の瞬間に至るまで社會事業のために盡瘁され、又藤澤氏が閑地につかれてから、特に居をその最後の任所であつた巢鴨刑務所の附近に移して、よく釋放者の面倒を見たといふことは、餘りにも有名な話である。行刑官であるから、その範圍内での仕事にさへ忠實であればそれでいゝ、といふのでは決してない。有馬氏と藤澤氏との場合「官吏である前に先づ人間」であつた。官吏としての仕事は二人が「人間」であることの一つ、反映に外ならなかつた。人間としての信仰と信念——私は藤澤氏の場合、有馬氏の屬性である信仰といふこととは別に、この信念といふ言葉を使用する。氏はたしかにこの信念の持主であつた——とが先づ在つて、それが官吏としての仕事をさせてゐたのであつた。だから、官吏を辭めても、人間としての信仰と信念とは依然としてその人のものである。それが仕事に現はれるとき「天職」となり心理的には「魂」であつた。さうだ、有馬氏と藤澤氏とは、共にこの貴い「魂」の持主として、終生その「天職」

を樂しんで、そして逝かれたのであつた。唯有馬氏は、より多く理想家であり藤澤氏は、より多く現實家であつた。有馬氏はその在職中、理想と現實との間のギャップを相當感じてゐられたらしく思へる。そこへ、氏は事業家肌の人らしく、なか／＼創意もあれば經營の才もあつた人である。キリスト信者の理想家で、そして事業家肌の人、さういふ人に當然想像されることは、敵若くは敵性を感じる場合が少くはなかつたらうといふことである。苦勞人である有馬氏にも、それが或はなかつたかやうに思はれる。これに對し、藤澤氏には、その長い間の公私の生活を通じて、一人の敵をすら見出し得ない。氏のモットーである「忍」の一字は、氏を「寛容」へと發展せしめたのであらう。しかしその何れであれ、かうしたことは何も今更二人を輕重するには足りない。敵があれば、信仰を以て、徳を以てこれを克服すればよし、敵がないといふのも、或はさうした結果であるかもしれない。その意味では、敵があるものもないのも、兩つながら面白いことで、大丈夫としての面目に何等の陰翳をも落さない。

れ、われ爾等を人を漁るものとせん」といつた風の熱烈なる信仰と氣魄とが感ぜられたが、東洋的である藤澤氏には、その代りに、「天ものいはずして四時行はる」底の徳と風格とを思はせるものがあつた。といつて、有馬氏を直に西洋的だといつてしまふのは危険である。氏の血管には、「薩摩軍人」の血が、り／＼として脈打つてゐた。氏の有つ「武士魂」が、藤澤氏の有つそれに比し、その素質において、左程劣つたものとは思はれない。唯有馬氏が早くから「神」を求めて、「神」と共に在つたのに對して、藤澤氏は、飽くまでも東洋に固有な「道」と共に終始したといふだけの相違はあらう。それは兩者の、性格、思想の相違でもあつたらうが、こゝに兩者のそれ／＼の特殊な性質——對蹠的な特異性が生れて來てゐるやうに私には思はれる。有馬氏は、よく語り、よく行つた。藤澤氏は「稀にもいひ、しかも行ひはその言を過ぎた。前者が多く語つたのは、眞摯なるその信仰告白のためであり、後者がよくこれを實行したのは、「人間の大道」についてであつた。神の世界に住むものは、神を、若くは神と共に在る自己を主張し、これを放射せざるに措かないであらう。「道」を得たものは、ともすれば自らをつゝみ、他をも包攝

三つの逸話

私が藤澤氏を知つたのは、氏の晩年のことであるから、何も解らずに氏を見送つてしまつたが、しかしこの評傳をものするにつれて、氏の令息正二氏から、貴重な幾多の資料を送つていただいた。いろいろ調べて見ると、氏は、餘程すぐれた素質を有つてゐられたやうに思ふ。なか／＼えらい人であつたやうに思はれる。若し機會に恵まれてゐたならば、否、もつと切言すれば、氏に何程かのづるさがあつたならば、氏はまだ／＼出世してよかつた人であるやうに思はれる。と、一應さうも考へられるがしかしさうでないところが亦氏の氏たる所以でもあらう。出世して權威を恣にするよりも「名典獄」と謳はれて、行刑史上にその永遠の名を留むることの方が氏としては或は満足であるのかもしれない。

藤澤氏の性格には、世間をあつといはせるやうな爆發的な、可燃的ないかなるものをも藏してゐなかつたやうに思ふ。氏の性格は、何處までも質實でそして剛健であつた。波瀾に富んだその前半生にも拘らず、行刑界の人となつてからの氏は、行刑一本道を、餘所する。有馬氏の「收容者」は、かくして、有馬氏と共に信仰の世界に入つて更生し、藤澤氏の「收容者」は、氏を慈父の如く仰ぎ、その感化で人間の本性に目醒める。このことは、決して唯の言葉ではない。幾多の事實がこれを實證してゐる。行刑の學說や理論は、時代により、時代の條件に従つて、いろ／＼に述べられるもしようが行刑の目的が究極のところ、「改過遷善」といふこと以外に出でようとは思はれない。行刑官にして、若し多少なりこの目的を達成することに貢献し得たならば、行刑官としての使命はそこに盡きるのではあるまいか。我が行刑界多士儔々ではあるが有馬氏と藤澤氏の如きは、その意味で、實に出色の典獄であつたと思ふ。

私は前に、有馬氏と藤澤氏とは、對蹠的な存在であつたといふたが、すでに對蹠的といふ以上、そこには或る程度の距離が感ぜられる筈である。それにも拘らずその距離感には、「行刑の目的を達成した」といふ兩者の共通點に想到するとき、すつかり解消して、恰もそれは一人の存在であつたかのやうにも思はれる。勿論それは、行刑官としての職務に忠實でありたい、といふ意識と責任感とが二人をしてさうした成果をもたらさしめた所以でもあらうがし

目觸らずに、ひたひきに進んで行つたのであつたが、しかしさうした平坦な行程においてすら、この質實、剛健といふことが氏の生活を全的に指導してゐた。氏の「人間」の中に包まれてゐるいろ／＼な美點、いろ／＼な美徳——職務に忠實なことや、精勵格勤なことや、几帳面なことや、公平無私なことや、又辛抱強いことや、情理兼ねることや、乃至は、行刑技術としてのいはゆる寛猛相拯ふことや、それ等の一切の美點、美徳は、みな端をそこに發してゐるかのやうにさへ見えた。嘆美すべき氏の諸々の屬性を説明するあらゆる言葉の中で、この質實、剛健といふ言葉はその最も代表的なものだといつてよからう。それ故に、太陽のはなやかさを氏に求めるのは、勿論無理である。さりとて、月の淡さは、氏に對する感じの中にはない。強いていふならば、恒星の存在が氏の存在であつた。氏は恒星の如くに、他の光りを反射するのではなくして、自らの光りを以て、その独自の輝きを放つてゐたのである。その輝きは、たゞに氏自身のものであるばかりでなく、又方向への指標として役立つ。氏は決して自らを誇らうともしなければ、又自らを主

張しようともしない。それでみて、何人とも、氏の存在を無視するわけには行かない。氏の場合、存在それ自身の一つの意義であり、一つの重量であつたからである。これが「武士魂」——「會津魂」の持主である氏の全幅的の面目であつた。

藤澤氏は、逸話の少ない人と普通にははれてゐる。果してさうだらうか、私は氏には逸話が少いのではなくして恰も銀盤の上に雪を盛つたやうなもので、特に目立たないのだらうと思ふ。

逸話は、それが逸話の主人公から遊離して存在する場合に、逸話それ自身の價值において持て囃される。しかし、藤澤氏の場合のやうに、逸話が逸話の主人公の身について——つきすぎてゐるときは逸話が、逸話にならないのかもしれない。だがそれはとにかくとして、私は、こゝに、氏の代表的とも認められる三つの逸話を紹介して、遠く故人を偲んで見たいと思ふ。

その一つは、氏が佐賀縣典獄時代のだといふから、恐らく氏の行刑界入り後、間もない頃のことであつたらう。割りに多趣味で、中でも圍碁を特に好んでゐた氏は、小閑を得ては、部下を相手によく黑白を争つたものであつ

た。ところが一日、斷然これをやめてしまつた。といふのは、いはゆる好むところに阿るで、それによつて、萬一にも、部下に對する待遇上、好惡親疎の情を挟むやうなことがあつてはならないといふ自省心からであつた。この逸話は、よく氏の人となり物語つてゐる。自制、克己、公平無視、職務に忠實、といったやうな、より高きものへ氏を結びつけるいろ／＼の努力の跡がそこに見出される。何でもないことのやうだがそれは底深い努力の跡である。小さい石には躓きやすい。普通人が知らず識らずに陥つて行く危険を、明識を以て、そして淡々たる心境を以て、乗り越えて行くところに、我が藤澤氏の色があつた。

次ぎの逸話は、藤澤氏が警視廳四部長として、鍛冶橋監獄署長を兼ねてゐた頃のことである。當時たまく、横濱にミルラーといふ一米人が銘酒屋の女を殺したといふ外人の殺人事件があつた。それが何と、改正條約實施第一日における出来事なのである。犯罪が日本内地で行はれた限り、犯人が外國人であつても、日本の裁判によつて刑の宣告を受け、日本の監獄に收容されるといふことになつた。その當日の出来

事なのである。で、犯人は死刑の宣告を受け、横濱監獄(當時の典獄は有馬氏であつた)に收容されたが控訴して鍛冶橋監獄に移送されて来た。鍛冶橋監獄では、この收容者に對する處遇上のことが問題となつた。當時、外人といへば腫物扱ひであつた。にも拘らず藤澤署長は、「外人だとして警澤は許されない」といつて毅然たる態度を示すと同時に、そこに一つの思ひやりが働いた。外人だとして特別扱ひは出来ないが、しかし急に食物が變つたのでは、當人も困るであらうとて、横濱監獄のやり方などをよく訊き合はした上、粗末ながらも出来るだけ外人の口に合ふやうなものを作つて、犯人に與へてゐたといふことである。この話は、私が香川又二郎氏から聞いた話であるが香川氏も、當時の藤澤氏のこのやり方を稱揚してゐられた。物のけじめをハッキリつける——殊に始めて日本の法律が適用されるといふ、さうした調期的な意義を有する事件に當面して、日本の官吏として、そこにハッキリしたけじめをつけて置かなければならない。

だが、さういふ中に、その蔭には言ひしれぬ細い心やりが働く、といふのが藤澤氏の行刑官としての獨特の擅場であつた。ひとりこの事件に限つたことではない。嚴なるべきに嚴、寬なるべきに寬、といふこの行刑原則を踏み外したことは、藤澤氏には、典獄としてのその長い間の生涯を通じて、恐らく唯の一度もあるまいと想像される。まことに寛猛相拵ふといふこの行刑技術の妙諦は、氏において始めてその全きを見るといふべきで、その意味において、氏は典型的の典獄であつたといへよう。寡黙で、公平無私で、實踐躬行身を以て範を垂れ、そして勤勉で温情で、寬嚴宜しきを得るといつた典獄が若し日本にゐたとするならば、それはいかなる結果をもたらすであらうか。

次ぎの第三の逸話か、これに答へてくれる。

藤澤氏の市ヶ谷監獄典獄時代は相當長かつたので、この期間には、氏の圓熟した典獄ぶりがいろ／＼と發揮されてゐるが次ぎの事實は有名な話。氏が(四八頁へつづく)

(二) 語物子莊

莊子内篇養生主

公文軒見右師而驚曰、是何人也、惡乎介也。天與。其人與。……

老聃死、秦失弔之。三號而出。弟子曰、非夫子之友耶。曰、然。然則弔焉若此可乎。……

楚の公文軒、さる右師に會つた。其の人は今は罪を得て、脚を一本截りとられてゐた。そこで公文軒は、異様な感を懷いて、

「是の人は一體何した人なんです。何故また脚が一本しかないのです。全體生れがけからさうなんですか。或は又、後、人のために切られたのですか？」

「其の人がまうすには、天のなすところす。人の爲に截られたのではありません。天が我を此の世に生せる時、是れ私

をして一本脚にさせることになつてゐたのです。

人といふものは二本の脚があるといふことが普通なんです。してみれば今も二本の脚があるべきが當然であるのに、一本の脚になるといふのは、やはり天の命によるといふより外はない。」

「あの廣澤に棲んでゐる雉は、十歩行いては漸つと一啄みの食を得、百歩行いては漸つと一飲みするだけの水を得る。他人からこれをみたら、いかにも食に乏しく、不自由のやうに思ふであらうが、彼の雉にとつては、それで

も樊の中に畜れることをとめるものは、一羽だつてありやしない。いくら多くの食物が用意してあらうとも、よし干様にしてやるからといつたとて、それを結構だとはしないであらう。やはり廣々とした澤のうちに、自由な生活を欲するであらう。何もそんなに、一本の脚が截られたからとて、彼が切つた、これが切つたと、自らもとめて樊の中へ入ることはない。」

老子が死んだ時に、友人の秦失がこれを弔つた。彼は靈柩に向つて、三たび哀號して、さつさと出て去つた。彼の弟子がこれを不審に思つて、師の奉失に問ねた。

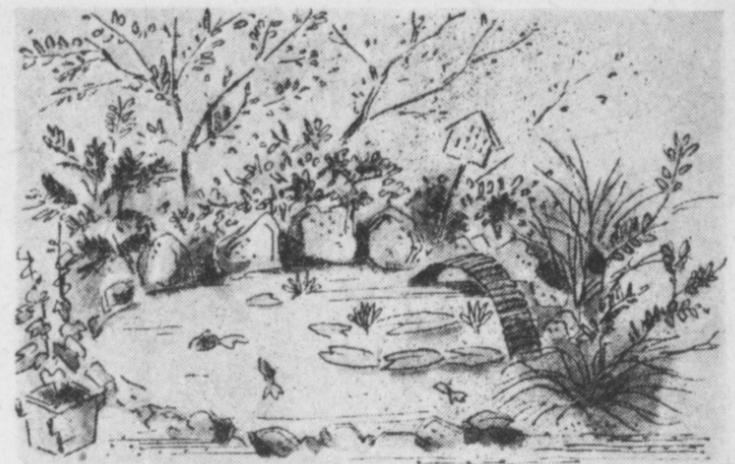
「先生は、老夫子の親しいお友達であらうしやるぢやありませんか。」
「さうだ私の親友であつた。」
「然らば、親しき友を弔ふのに、かくの如く、三たび號くといふことで可いのですか。」

「さうだ。それでよろしいのだ。始めは、吾は老子を至道に達したその人とおもつてゐた。今はさうでなかつた。今私が入つて弔ふ時に、老ひたるものは、恰もその子を失くしたやうに

おひ／＼と泣いて居り、少きものは宛らその母を喪つたやうに哭てゐた。彼老子は、この大勢の人を引きつけ會葬せしむるには、必と、言には何も會するやうにと、いはないが、言はずしてもとむるものがあつたに違ひない。哭くことを陽にはとめないが、哭かしたる何等かの仕事を爲してつたに違ひない。これ天の命に順ふことを知らず、益々人間の迷情を倍りたてて、むしろ天意を避けまはり、その受くる所を忘れてしまふ。是れを古は遁天の刑と云つた。

適どこゝに來るは夫子の時である。今適ど去つたのは、夫子の天に順ふ所以である。その時に安んじ、その順ふことに身心を處くならば、哀れも着せず、樂んでも執せず、哀樂もさまたげざるものがある。古は是れを帝の懸解と云つた。人間が倒まに懸けられたる苦みを解かれるからである。是れ解脫である。喻へてみれば薪の燃ゆるやうなものだ。火が薪を燃やし盡す時は、火は從つて他の薪に移りその盡くることがない。況んや天地は皆薪ではないか。我もまた一薪であるのだ。」

(總八郎)



つて造られた半坪に足りない庭である。そして僅かな休憩時間をも惜しんでの手入である。

さゝやかながら四季には花も咲く。池と橋があり泉水の中には幾匹かの金魚も泳いでゐる。何気なく眼をその立札に移すと……禁制……「金魚とるべからず」と書かれてある。

何かしら割り切れないものを我々に感ぜしめる。

其の二

働く彼等にとつて一番の問題は「めし」である。作業の強度等によつて判然とその量が規定され、釜から移された手を焼くやうなやつを、規定重量の入るやうに出来た型物と押板をもつて、汗を流しながら掛聲いさましく、全人員の分を一人か二人の少人数で實に鮮かに処理してゆく。その押へ加減によつては規定の重量と大變な差が出来ることにもなり、そこには多分の熟練が必要とされる。この「メシツキ」作業に關する限り一年や二年の熟練ではいほゆる一人前の「メ

刑務所異風景

彼等を慰さめるもの、一つに工場前の庭がある。

「セメント、木材の切端、煉瓦、石、古針金、曲り釘等凡そ許された範圍においてこれらを最大限度に利用し自らの勞作によ



シツキ」にはなれませんが或る受刑者が述懐したのを憶ひ出し人知れず苦笑することがある。

其の三

一坪に足りない獨居房内の設備には種々の意味に於て、その設計上の制肘をうける。設計者が一番頭を痛めるのも此の舍

房の問題でもある。將來の刑務所建築に對しては相當な意見も異論もあらうが、或る理想的な設備と稱せられる獨房を、のぞいて見

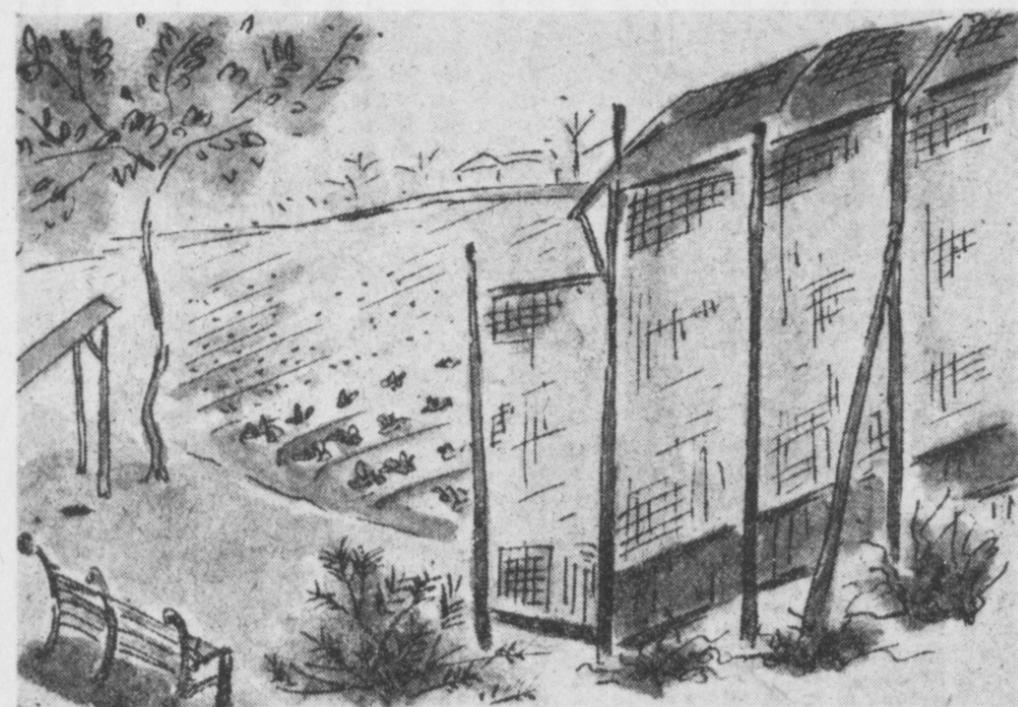
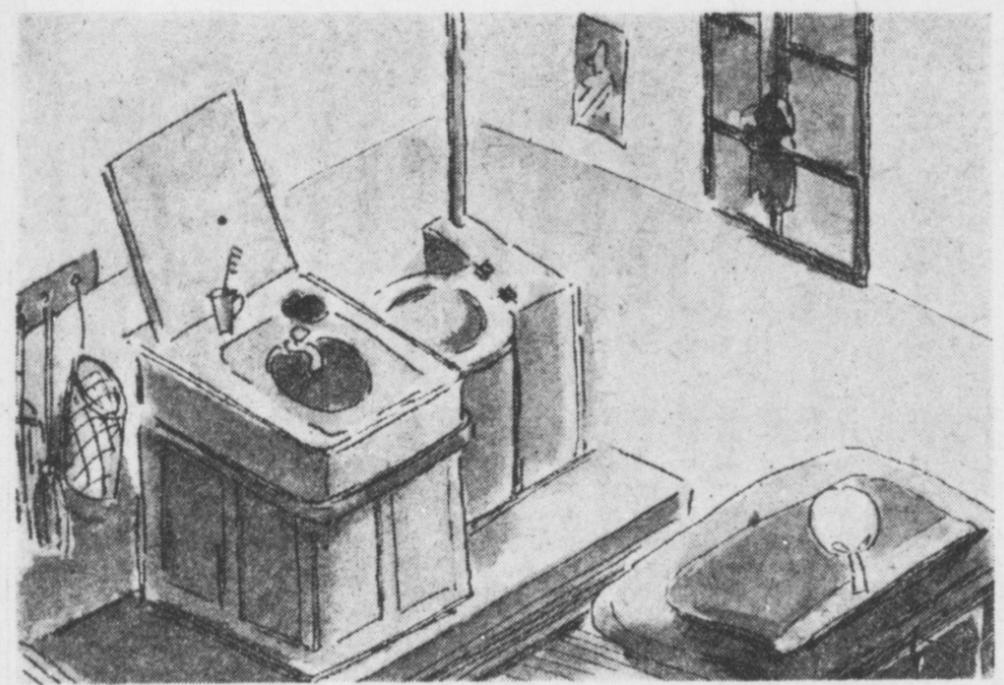
ると、其處では、便所の臭氣止めの蓋が腰掛であり、そして、机の蓋をまくれば洗面出来るやうに工夫されてある。

かたはらに寢臺があり布団が整然と置かれてある。そして蚊帳の上には一本の團扇も用意されてゐる。行届いた親心である。

其の四

自ら耕し自ら蒔いて收穫する。國家的にも一坪半坪すらの有閑地をも許されない秋でもある。

各刑務所とも、此の線に沿つて、猫の額のやうな土地までも開拓に懸命な努力が拂はれつゝある。そして殆んど顔り見られなかつた荒地が整然と耕され、もう季節の野菜が青々と初秋の陽を浴びて生長しつゝある。取残された野球の「ネット」が、小屋が、そして「ベンチ」が昔の名残を留めて、何かしら、再々と迫つて来る時代の流れを感ぜしめられる。





行政簡素化と官吏優遇

政府は行政の簡素強力化を
決意し、先に（七月二十八日
閣議）勅任官の、今回（八月
十一日閣議）奏任官以下の何
れも三割減員実施案を決定し
た。中央地方を通じ十二萬五
千三百五十五人と云ふ未だ曾
てその例を見ない大量減員が
行はれる、その結果各省機構
はその部局課の全面に互り綜
合整理が行はれるが、問題は
簡素化に伴ふべき強力化に
かゝつてゐる。

この點につき官吏優遇案が
取り上げられたことは、誠に
時宜に適した處置である。東
條首相談の如く「行政簡素化
を実施するに當つては、行政
各廳當局者は速かに事務簡捷
を斷行し、能率の増進をはか
り少数以て激増する事務を克

服すべきであるが、この執
務精神の發揮は待遇改善と云
ふ兵站線の補強と結びついて
一層の成果が期待されるわけ
である。待遇改善の方策とし
て挙げられた戦時勤勉手当支
給、家族手当の増額、共済制
度の擴張、名譽的待遇改善何
れも結構である。特に最後の
點は、多年同一の地位に在る
者に特別累進の途を開いたも
ので、今次唯一の本質的な官
吏制度改革である、下級官吏
に希望をもたせ、ひいては能
率増進に資すること多大であ
るし、就中昇給のため同一の
地位に留まり得ないと云ふ官
界特有の不合理を制度的に打
破するものとして劃期的な意
味をもつ。待遇改善は行政強
力化と不可分であるが、他面
俸給とか給與の觀念を權利を
以て律し、義務に對する對價
と考へることがあつては、眞
の強力化は望み得ぬことも忘
れてはならないであらう。

澤洲への面目等にたまりかね
たアメリカは遂に積極攻勢に
轉じ初めて来た。

ソロモン反撃は日本軍免除
のための一大戦闘の序幕であ
る、と見えを切つたはよいが
ソロモン海戦は皇軍の歴史的
勝利に終り、續く第二次ソロ
モン海戦に於て又も敵海上兵
力は撃破されて了つた。

今次の反攻はソロモンと同
時にアリニューシヤンにも爲さ
れたが勇猛な皇軍に敵すべく
もない、然し乍ら歐洲に於け
る第二戦線結成がジエツプ上
陸作戦で見事失敗した今日、
アメリカとしては太平洋第二
戦線を西アジア方面に展開せ
ずには居られないから、今後
第三次、第四次のソロモン、
珊瑚海方面の海戦は充分に豫
期されるところである。幾度
反撃し來らうとも我に無敵皇
軍あり、太平洋の濠府となる
ほかないが、徒らな樂觀は禁
物だ。平出報道部長の放送
は頗る挽回に必死となつてゐ
るアメリカは従前の個人的自
由主義國から總力戰的全體主

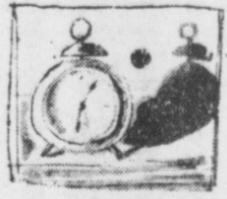
義國家に變貌しつゝある情況
を傳へ「あくまで敵の戦力を
不當に下算してはならぬ、敵
の今後豫想される反撃に對し
ては十分の備へを必要とする
國民上下一致協力して之に當
る限り勝利の日は近きにある
が、若し之を怠るならば勝利
の日は遠ざかつて行く」と戒
めてゐる。日米は愈々喰ふか
喰はれるかの血みどろの戦に
入つてゐる今日國民の覺悟は
一層深く強くなければなら
ぬ。

起ち上つた印度

ガンジー、ネール、アザツ
ト等國民運動指導者の逮捕は
果然印度獨立運動を急轉回せ
しめ英國は最大の危機に直面
するに至つた。英官憲との衝
突は全印に擴大し罷市罷業相
次ぎ印度は今や動亂流血の巷
と化した。

英國政界は政府の強硬彈壓
政策を支持してゐるが、内心
狼狽の色微ひ難く、デイリー
メール紙の如き「我々がイン
ド民衆に對し英帝國は崩壊し
つゝあるのではないとの確證

を今にして與へなければ遂に
時機を失する」と氣が氣でな
いところを告白してゐる。米
政界及び軍部は英の彈壓は印
度國民に不服従運動展開の合
圖を與へたものだとその輕率
さを詰つてゐるが、就中重慶
の態度こそ見ものである。民
族獨立の表看板に從つてイン
ドに味方すれば米英に肩つく
ことになりさりとて米英と離
れては抗戦は不可能である。
全く爲すところを知らずたゞ
「英國の態度は實に遺憾であ
る。インド紛糾の直接影響を
蒙るのは重慶で、軍需物資の
供給は非常な妨害を受ける」
と泣き言を並べるばかりだ。
さて、何とかして印度を戦
争に引込まふと苦慮し、今や
逮捕・死刑・銃口を以て臨む英
國に對する印度の闘争形態は
當面不服従運動である。だが
印度の即時完全獨立と英勢力
の撤退を貫徹するために結
局不服従から武力闘争にまで
發展せざるを得ないであら
う。その時こそ印度が四百年
來の桎梏から自らを解放し、
眞にアジアに還る日が來るの
だ。



作業賦課に就ての一考察(一)

— 受刑者資質考査に關して —

工 東 寅 信

一、序

刑務所に收容された受刑者は、法令
の命ずる處に從つて、一定の勞作、即
ち作業に服すべきことは言を俟たな
い。而してその服すべき作業の業種の
決定（作業賦課）に關する基準的條件
に就ては、監獄法第二十四條に明記し
てあることも、今更事新らしく述べる
ことの必要はなきこととして、右法
條は其目的上主として、拘禁されるべき
收容者の主觀的條件として其基礎を置
き、個人差 Individual difference に依
つて、之を如何なる業種（職種）に就
かしむべきかに付ては、指定又は限定
されてゐない。（註一）この賦課指定さ
るべき業種範圍は、蓋し受刑者處遇上
法的には第二義的のものとして解さるゝ爲
であらうし、又刑務所に如何なる業種
内容を有する作業を設置すべきかは、
收容されたる受刑者を基礎とする一

面、産業上に於ける動向、變遷、刑務
所々在地等の關係を基調として之に經
濟的方面其他を副因として、刑務所個
々の自由裁量に委され、其設置に付て
は司法大臣の認可を経ることとなつて
ゐる程度である。

この事たるや、一般社會産業界に於
ては或る目的内容を定めて、生産を基
礎とする一定の職種を先決して、之に
必要なる夫々の勞務者（人）を求め、
必要職場に配置せんとする方策を採つ
てゐるが、刑務所に於ては、之と反對
に、受刑者（人）を基本とすることに
因つて之に適する業種の選擇を行ふべ
き性格を有つ（註二）もので、其配置銜
衡に關しては、どこまでも受刑者に對
照の根據を置かれるからである。

行刑の根本的使命は受刑者を教育す
るに在りと爲すことは、今日の通説
で、作業を通じての人格的改造の一手
段として、職業指導 Vocational gui-

ance（註三）が當然行はるべきであつ
て、この根本理念から發足する處の現
行の刑務作業上、施行されつゝある手
段方法に對しては、受刑者を人として
取扱ひ、又人として勞働せしむべき所
謂行刑の三位一體の原則から各種の遺
憾のなき施設と實施とが行はるべきで
あつて、從來より多くの専門的立場か
ら、豊富なる理論的考察や、多數の貴
重なる實驗的結果が夫々發表せられ、
刑事政策、行刑理念等に多大の示唆を
與えられたが、之等を包括して、今日
幾何の分量が工作を施され、且技術的
解決によつて、實行に移されたであ
らうか。作業運営上、幾多の當面的解
決に俟つべき問題が提示されてゐる
が、幾年も前から、それらを論討し改
善を行ふべき聲には接してゐても、實
現の捗々しく進行されなかつたのは、
其何れもが重大なる内容を持ち、受刑
者處遇上大なる變革が現示するゝ恐れ
があること云ふ許りでなく、其根本過程
に於て、受刑者を對照とする、人的諸因
子の認識、並に其取扱に就ての綜合的
科學たる人間動作の技術學（註四）の考
究が充分でなかつたのではなからう
か。

註一、然し乍ら其内容に「經濟一
衛生」とあるを廣義的解釋に依つ
て職業範圍を自づと含まるゝもの
とすることも出来る。

註二、(イ)リップマン Otto Lipmann
は職業の爲に適材を選ぶ場合—適
材簡拔と、人間の爲に適職を選ぶ
場合—職業指導とに分類し、前者
は職業活動の一因子たる職業作業
を立場としたる選定と、後者は、
職業活動の一因子たる從事者の中
心とし、特定の個人の有する性質
的特徴を見て、之に對し最も適當
なる職業を選定し、或はその性質
に不適當なる職業を警告し、職業
能力を付與しその職業に順應せし
める場合とに説いてゐる。

三頁
(ロ)桐原葆見博士著、産業心理學四
政第五十卷第二號三三頁。

註三、淡路岡治郎博士著、人事管理
五頁

註四、同

二、作業賦課の封建的 固定化排除

受刑者の作業賦課上依るべき基準に

心神耗弱少年行刑に就て(一)

木野信三

一 緒言

犯罪者中には先天的、後天的に意志行爲を支配する精神機能に缺陷を有する者が極めて多い。之れを或學者は「犯罪は社會成立の副産物にして重に病的素質に基く」と説明し、又或學者は「一定の温度の水に溶解する食鹽には限がある、飽和以上の量は溶解せぬ」と同理に或社會状態は或温度の水と見做し得るものであり、その飽和状態に達する迄の人口は社會生活的條件に適融和するが一定量以上の人口は溶解融和せず、沈澱する、その最初の落伍者として沈澱する者が精神缺陷者であり、沈澱久しきときは犯罪者へと變化する」と述べて居る。思ふに精神缺陷者と犯罪者は變質と謂ふ肥料を養養として成熟した果實であり、又兩者は表裏の關係にあり共に社會適應症の缺陷者である。故に我刑法は此精神缺陷の程度に依り犯罪時刑事責任能力なき心神喪失者(白痴)に對しては不起訴或は豫審免訴となり、同法第三十九條第一項「心神喪失者の行爲は之を罰せ

ず」の條項の適用を受け刑の執行を免れる。又犯罪時其責任能力、常人より遙に低減し居るも全然刑事責任無能力者として刑事政策上認め得られぬ、中間的精神缺陷者(痴愚魯鈍)は同條第二項「心神耗弱者の行爲は其の刑を輕減す」の適用に依り、其刑を輕減されるものである。之等心神耗弱適用者の外、入所後、入所に依る精神的打撃、生活の急激なる變化等に依り心神耗弱状態を呈する收容者が相當多數存在する、特に少年受刑者に其の率の著しきは先年司法當局の調査に依り、全國少年並に準少年受刑者の九・六八八一セントの高率を示すを見るに於て明なり。之等少年の大多數は日夜興奮状態を持續し貨真品、作業製品果ては工場、舍房を破壊する者、自殺、逃走を企つる者、晝夜喚ぶ者、自傷行爲、不潔行爲、衣類器具棄破行爲等々一般處遇をなすに於ては行刑の目的を達する事極めて困難なるのみならず、一般規律を亂し、果ては懲罰、晝夜獨居拘禁に附し更新に／＼を重ね釋放するを

常とす。斯くては行刑本來の目的を没却するのみならず、釋放後如何なる保護力を以てするも刑務所に於て持餘した者が開放的な社會に出て、再犯に陥るは誠に當然の理にして、之れに對する方策如何は社會安寧秩序保全に大なる關係を有す、司法當局は既に十七年の昔、此點に留意せられ、即大正十五年十月司法省訓令通牒に依り、心神耗弱少年受刑者の集禁を開始せられ、翌昭和二年七月之等少年の爲に八王子少年刑務所の獨立を見るに至りたるは誠に當然と謂ふべし。

二 所謂心神耗弱者

伸び／＼と生育した少年なれば、早や専門學校を夢に見る年輩であるのに、未だ加へ算も満足に出來得ない、叱つても、勵ましても更に手答なく毎日薄ぼんやりと小兒同様に、たわいない遊に耽り、怒り出すと氣遣ひの様に暴行する、學校は落第する、教師も匙を投げ附近の少年達も相手にしない、弟妹はどし／＼追抜いて行く、國民學校は終つたが言はず、教室の片隅に置いて貰つたに過ぎず、何一つ理解力がない、斯の如く正常少年と多くの違ひを持つ少年を心神耗弱者と謂ひ得よう。彼等は各種の病的病因に依り知能の發育が或年齢即兒童期の年齢に停止した永遠の子供である。正常の少年の日々大人への憧れが強く其生活全體が大人の方向へと移行し、褒め囁める事に依つて大人へと進化を速める、永遠の子供はかかる向上生活の向を持たない計りか届てが利かぬ、彼等の生活は大人への生長變化に頑強に抵抗する或るものがある、何程、指導強制するも、強固な反抗がある計りでなく、大人への方向と逆の方向に進む一傾向がある、若し大人への移行を向上進歩と呼ぶならば、永遠の子供には根強い退化傾向がある、大人の生活を代表するものが文化社會であるならば、彼等には文化社會に逆行する退化傾向、反社會傾向がある、従つて彼等の行爲が犯罪性の濃厚なるは言へ俟たざる所なり。

三 八王子少年刑務所と收容者

當所は薄幸な運命を持つ少年の集りであり、世に之程氣の毒な存在が又とあらうか。是非善惡の判斷力を缺く病が犯罪を犯さしめ此病を看病して呉れる善良な保護者が缺如して居ればこそ當所に收容せらるゝ身上になつたのである。彼等の行動には野心、惡意等がなく本能の儘に行動したるに過ぎない、丁度吾々が空腹を感じ食事をし、便通を感じて用便をする等何等變りがない、物が欲しくなれば這み、叱られ

た腹中に火を放ち、人を殺す、乍然其結果は最も恐るべき反社會的行爲である。彼等が今日當所へ來る迄には幾多の犯罪史を持つて居る。曰く警察官の設諭訓戒の後保護者に引渡さるゝ事數回、或は起訴猶豫、豫審免訴の結果保護團體に收容せらるゝ等、所謂あの手、この手を盡したが症状は益々悪化する計りである。最早保護者、保護團體に依存して居ては到底社會の安寧秩序を保持することが出來なくなつた者を國家施設たる當所に收容し多角的に教育治療を施し社會適應性を培養せんとするものである。

左に當所收容者の認識を深めて貰ふ爲に表並犯罪の概要を掲ぐ。

一般受刑者の率に比し八、九倍の高率を示す、放火は婦人の犯罪と同様耗弱者には最も手近の報復手段であり、強姦は精神と肉體との發育の不均衡に基くものと謂ふべし。殺人亦野獸的報復手段であらう。智能年齢に於ては殺人、強姦は比較的高く竊盜之に次ぎ、放火、強姦と漸次低下す。之に依り耗弱者と此種犯罪間の因果關係の濃厚なるを思はしむ。

三、收容者の犯罪概要

罪名	收容人員に對する百分比	平均年齢
竊盜	四六・九	九年四月
放火	一六・一	九年
強姦	一六・七	八年四月
殺人	七・七	十年九月
強盜	五・三	九年七月
其他	七・三	八年九月

◎其他は汽車往來妨害、傷害、詐欺、住居侵入等

罪名	刑名	氏名	病名	犯罪の概要	
竊盜	懲役一年	Y・U	痴愚	婦人のブローズに興味を持ち十枚枚竊取す	
放火	長三年	K・I	痴愚	火災鎮火後接待飯が欲しさに放火す	
放火	長二年	W・H	早痴	主人に叱責せられ主家に放火す	
放火	長二年	Y・K	痴愚	望郷の餘り主家を焼燬せば歸郷出來ると考へ放火す	
強姦	長二年	H・C	痴愚	八十二歳の老女を強姦す	
強姦	長二年	H・N	強姦	極めて短時間に幼少女數名を連續的に強姦す	
強姦	長二年	M・Y	強姦	實妹に情交を迫り拒絶叱責せられ殺す	
強姦	長二年	T・S	強姦	幼女を姦淫の目的で絞殺後陰部肛門に草木を挿入四肢を折り腹部を切開す	
強姦	無期	K・T	強姦	遊興費に窮し實父を殺害其懷中より金員を強奪す	
強盜	四年	T・M	強盜	旅行先に於て旅費に窮し他人の物を盗めば刑務所へ行かれ歸る世話なしと考へ	
強盜	長三年	S・K	強盜	通中上京小使に窮し淺草雷門交番前家出上京小使の風呂敷包を強奪逃走す	
強盜	長二年	S・M	強盜	線路上を歩き運轉手に叱責せられ次の列車を顛覆せんが爲線路上に石を置く	
強盜	長二年	S・I	強盜	カフエーに於て無銭飲食す	
強盜	長二年	S・W	強盜	早痴	
強盜	長二年	S・M	強盜	早痴	

右表に依り魯鈍の強姦、強盜、痴愚の強姦、放火、病的人格の殺人、強盜、強姦の強盜、早發性痴呆の殺人、放火、脳炎後の強姦等の高率を示すは犯罪傾向と病態に密接なる關係あるを認めらる。

四、八王子少年刑務所處遇の特殊性

當所の收容者は前述の如く其全部が病者である。彼等が全快すると當所へ移送した刑務所へ返送する。所謂八王子少年は病院としての刑務所である。従つて病院には不定期刑釋放も假釋放も行はれない、彼等に吾々が日々働か掛ける總ては病の治療即環境治療、精神治療、作業治療、運動治療、藥理治療の外何物もない、其處遇は一般刑務所と異り、昭和二年六月行甲第八五九號

「心神耗弱者の取扱に關する件」の依命通牒に依り處遇方法を明示せられ之に基き吾々は刑務一體の精神を體し年々歳々より良き處遇に改めつゝ今日に及ぶ。

左に當所特殊處遇の概要を掲げ諸賢の參考に供せんとす。

一、收容

當所收容の範圍は大正十五年集禁開始以來數度の通牒に依り改正を加へられ、尙昨年九月少年受刑者の收容區分の改正と共に行甲第一四三〇號「心神耗弱の少年及準少年受刑者の移送に關する件」の依命通牒に依り、益々心神耗弱者の整理分類を明確にし、其發見を増加するに至れり、之れに依り刑法第三十九條二項の適要の有無に拘らず、現に心神耗弱と認め、其病症特に顯著な者は全國刑務所（除沖繩樺太）より直接移送收容し得る事となる。移送手續は耗弱者發見刑務所、心神耗弱調査（昭和二年六月行甲第一〇七〇號通牒）を作成し直接（當局の認可を要せず）當所に協議、當所は保健技師其調査を診査、且刑務官會議に於て當所處遇を必要と認めたる時移送を受託す。尙當所收容者は收容時、收

容者診査規定に依る心身の醫學的検査を行ふの外左記事項に付特に綿密なる検査及調査を行ふ。

1 身體の犯罪人類學的検査

一般に「馬鹿面」と言はれる程耗弱者の顔貌は正常人と比較し幾多の特異點（目、鼻、耳、口等の大小、形、位置及左右不均衡等々）を發見する如く、其身體各部にも亦多くの特異點を有す、之等をマールチン式人體測定器に依り測定記録し犯罪と人體に關する研究資料と爲す。

2 精神醫學心理學検査

智情意の検査測定をなし之れに依り治療の目的を明確にし且處遇の根元となるものなれば約二旬にわたり嚴正なる左記検査を施行す。

- イ、領收力検査（瞬間露出器使用）
- ロ、記録力検査（三宅式對語法使用）
- ハ、聯想力検査（刺戟語法使用）
- ニ、抹消法（ブルードン抹消用紙使用）
- ホ、連算加算法（クレベリン式連算加算用紙使用）
- ヘ、智能検査（三宅式智能検査用紙）

紙並ビネジモン久保式智能検査器具使用）

3 收容者家庭狀況の調査

一般身上票記載事項以外に家庭の狀況特に家族、尊族、親族歴（各人に付心神狀態、性格、素行、履歴、著患、死因、精神病、神經病、飲酒、自殺、犯罪、結婚關係、性格異狀、顔貌等を）詳細に亘り警察、市區町

△心神耗弱少年受刑者の遺傳的負因

調査人員	不認負因	遺傳的負因を認むる者の内譯
一 監名	七名	九四名
二 名	一八名	六名
三 名	三〇名	二名
四 名	八名	八名

4 教育程度の調査

就學の經過、就學態度等の調査も亦將來の教育治療に重大な關係を有するものにして、入所前在校國民學校長に左記事項を照會す

ニ家庭狀況、地方狀況並風習以上の外、必要に應じ保護團體收容中の狀況、或は入所前特殊疾病に依り入院經歷をもつ者に對しては、其病院に疾病の招來せる原因等を照會す。之等に要する診査期間を二ヶ月とす。此間各課協力可成速に診査を終へ、刑務官會議に附議し處遇方針並其重點を決定す。（以下次號、神狀誌）

東

膽は剛ならんことを欲し、俠は義ならんことを欲す。

道徳でなく、膽は剛と合し俠は義と合し、こゝに始めて道徳となるのである。剛は勇と同性で道徳の一面を形造るが義のやうに全面に互る道徳ではない。義は「べきもの、べからざるもの」と見分けてその正しい方に従つて爲すこととで、仁（善）を行ふこと、又、仁のたらしきで頗る大なる道徳である。抑々膽は俗にキモダマと稱し、勇の發源地、換言すれば物事に臆せず身命を顧みずやつてのける斷行力又は決斷力で、古人の「斷行鬼神避之」といはれたのは、まさしくこの膽力である。しかしながらその膽力も眞の剛勇と一致せざれば、兇賊の大膽と擇ぶ所なくして道徳的價值がない。又、俠は俗にヨトコダマと稱し、弱を輔け強を挫く者流のふるまひたるに止り、その多くは市井無頼の領域に行はれてゐる。目的は正邪を區別して正を樹て邪を仆すといふのでない。換言すれば、義の觀念に本づく行爲でないから、これ亦道徳的價值がない。しかしながらその爲す所

洋

利兵衛が大石良雄の信賴を受け、其の心情に怒して、一族もろとも犠牲となりたるが如き、成敗利鈍、利害得失を度外し、他人の志操、面目を貫かしめ、滅亡、危急を救ふ剛膽、義侠の行爲は、西洋道徳者流の追隨を許さざる所である。

個人本位、自由主義、權義思想などを基本とする倫理觀、人生觀では、恐らく心から之を理解することが出来な道徳であらう。剛膽と義侠の氣骨は、團體觀念や君臣觀念と結付いて現出した事蹟に、元寇の役がある。當時の執權北條時宗は父時頼にあやかりて深く禪道に參じ、膽力を練成した大忠臣であるが、元寇の軍船が海面を蔽うて來寇するや、唯この義膽の力に頼りて對抗した。百代

訓

も心に離してはならぬ心得であり、又、丹せて一般人にも之を標準として心得て置かねばならぬことである。今回の大東亞戰もこの軍人魂を以てはたらけばこそ空に海に陸にあつた揮毫が奏せられたことと信ずる。我國特有の忠魂義魂を除外しては、大體歐米諸國と比較して、軍事上特に優秀なるものがあるが故に勝利を占めたといふほどのものも見出されない。忠魂義魂を除却して歐米諸國

の名著日本外史、日本政記の著者、頼山陽は、蒙古來の詩を賦して、相模太郎膽如如「胆」といつたが、胆は膽の大なるを形容したもので、相模の太郎は時宗の幼名である。昔の武人は、練武と共に練膽をしたのである。練膽で死生を超越せる氣魄を固めたので、武勇他國の眞似ても出来ぬものがある。從て卑怯、未練、臆病は武人として最大の恥辱であるとされてゐる。武人が一般人よりも武士道を重んずることは今も昔も變らぬが、明治大帝が特に武士道を重んじ給ひて、明治十五年一月四日軍人に下し賜ひたる勅諭は、要するに武士道の重點で軍人魂の種として須臾も心に離してはならぬ

と軍事を考ふる時、一長一短、これといつて壓倒的優秀を誇るものも、總體的に見てあるやうに思はれないのである。

佐伯復堂

日本軍が地上到る處、感謝、感激の嵐を以て迎へるゝ所以は、實にこの忠魂義膽の賜物である。誰でも知つて居る事蹟ではあるが、敗戦、戦死を知りながら、正統なる皇統を擁護すべく、多く忠貞の臣を生みたる建武中興の時代、楠公父子、新田義貞、北畠親房、菊池武光を始め幾多忠節の爲に決死せる人々は、見方にもよるが、皆剛膽義侠の忠君化したものといへるのである。

剛膽、義侠の道徳に、常に顧みなくてはならぬものは、その他の道徳、之と關係を保つ道徳であるが、之に就て古賢、孫思邈は「膽欲大而心欲小、智欲圓而行欲方」と教へてゐる。大方圓、語は頗る調ひ、意は頗る深い。いかにもキモダマは大（剛）きくすると同時に、心を用ふる所こまかしく（細心、周密）せねばならぬことを忘れてはならぬ。

話



壇歌政刊

當季雜誌

用紙 每月五日限 葉書一葉三首

白井大翼選

船醉に苦しみつゝも敵港艦監視の眼つゆもゆるめず

雨雲のたちまよひるる夕空に山櫻木のゆれて静けき

そのみちをたがへし女か眸清みててまりの花の美しさ云ふ

秀逸

五月雨の飛沫き煙れる朝の宮御神木と言ふは太く短し
御木曳く白きころもの丁たち音頭取りつゝ五十鈴を流す
空閑地利用のドマト風すきの悪きなかにも一ツ色づきぬ
午後もなほ大輪の朝顔咲きをりて畑にむかふ座居の涼しも
逃走囚捕ふと降りきし川原にせきれいさやかに鳴きりたりけり
燈管の夏の夜空の星の影仰ぎて生きの世の嘆きにふるる
水浅き眼下に來し大き鯉鱗はすでに怪異めくなり
幾日を待ち詫びにしを征野なる兄の音信は多く告らさず
夜の眠りさめしばかりの沼の水かきみだしつゝ退ぐる舟あり

佳作

多良ヶ嶺をとほく見放くる平野にてもやごもる中に無縁塔見ゆ

とこなつの花咲きさかる軒のべに汗ふきあへず母は梅干す

雷雨去りし夜空に星のまたゝけり洗ひし如く清る光に

母君にいだかれ遺骨歸り給ふいちよくの實の青き村路を

七夕も雨に流れて軒下に赤き色紙の捨てられてあり

故郷に心しきりに行く夜なり離り住みつきて幾日とならむ

演習の兵が纏ひし擬装網白き桔梗の一輪させり

眞晝陽の照り返しる山はらに低き白雲影を落しぬ

出勤の前のしばしを朝毎に乾草つくり居れば何時か楽しく

先つ世の宿縁なりと頂かむ囚女の怒號絶ゆる日なきも

赤城下葉よれの耕地灼くる日に戦地の友はいかにも思ふ

みいくさの兄をおもへば増産に非番の手傳苦にもならざる

諷明けし畑に佇てば朝つゆにいろのさやけき空豆の花

秋風とまがふばかりに村時雨すぎたるあとの涼しかりけり

八月の熱砂の道を黙々と耐熱行軍長く続ける

原木を運ぶ囚人の掛聲をかすかに聞きて病窓に立つ

管制の暗き燈中に囚等みなもの云はずして作業つづくる

蒸ごとき暑さにたへず出でて來て歩める我にひかる腫あり
丸の儘漬茄子食みてすがすがし紫の汁飯を染むるも
久方の雨に田の面のよみかへり秋たのもしき稻の出来かな
松ほくり青くなりある枝の先蜻蛉のつがいあやふくとまる
黙々と囚徒語らず歟負ひて歸る隊列に秋日輝く

Table with 4 columns: Location (e.g., 宮津, 東拘, 三重), Author Name (e.g., 原幸子, 下島嘉一, 勝島精一), and other details.

Table with 4 columns: Location (e.g., 府中, 宇都宮, 京都), Author Name (e.g., 井上忍, 高島明, 佳節), and other details.

新刊紹介

皇國女塾 前田若尾著

著者は三十年の永きに互り女子中等教育に挺身せられつゝある教育家、移變る世相の渦の中に現今に於ける婦徳鍊成の根本義を把握されたる人と云はねばならない。かくの如き著者が女子處生の心得書としてなされたる「昭和の女大學」にして尙禮儀作法にも及ぼされたる點、まことに懇切を盡されてゐる。女子職員諸氏並に御家庭の人の一讀を乞ひたいものである。

……A5判三六八頁 三圓 明治書院

神道概論 田中義能著

大東亞戰爭下列國の恐れをなす日本精神は我國固有の神道に依つてのみ陶冶せられたるものと喝破せらるゝ氏は久しく東京帝國大學に於て神道概論を講せられたる斯界の權威。教育は勿論、政治も宗教も道徳もあらゆるものが神道を根柢とし基調として行はねばならない。本書の爲に聊か時局に貢獻する處あらばと著者の自負する良書。

……A5判二五〇頁 二圓七十錢 明治書院

俳話 内藤鳴雪著

明治俳壇の著宿内藤鳴雪翁の俳論俳話のうち單行本に入れられぬもののみを主として編纂したるもの。第一編、俳句に關する總括的議論、第二編、翁並に明治俳諧史に關する資料たるべきもの、第三編、小俳話及評釋類、翁の俳諧に於ける態度は一以て之を貫く風あり。その主張せらるゝ所は如何なる斷篇よりも窺ふを得べく、翁の風格と所論とを知る恰好の書である。

……B6判 二七一頁 二圓 大東出版社

上杉謙信 吉川英治著

絢爛たる川中島合戦を舞臺とし、智將上杉謙信の思想と行動とを、當年の國家的見地と士道觀より追究、玲瓏の筆致また迫力に満ちて全篇をつらぬく。さきに週刊朝日誌上に連載、百萬讀者を魅了した。氏が近來の異色ある長篇小説で、戰時下國民の戰意昂揚、志氣鞭撻に資すること多き好讀物として、新秋讀書子の書架におくる。

……B6判 三八〇頁 一圓七十錢 朝日新聞社



り便所務刑

表忠碑慰靈祭並ニ北光會 狀況

札幌刑務所

北海道樺太刑務官殉職者並に司法保護事業關係功勞物故者慰靈祭は八月四日午前九時三十分より當所構内表忠碑前に於て遺族の外赤羽札幌控訴院長、

り午前十時二十分式典を終了した。因みに昭和八年表忠碑建設以來の合祀者百九十四名内九名は本年新に合祀されたるものである。

第七回北光會開催順序

- 八月四日 第一日
一、表忠碑慰靈祭參勤 午前九時三十分
一、北光會開會 午後〇時三十分
イ 開會ノ辭
ロ 國民儀禮
ハ 告 辭 大谷派教學局長
ニ 挨拶 札幌刑務所長
ホ 同 大谷派宗務出張所長

八月五日 第二日
一、續 會 午前九時三十分
イ 挨拶 大谷派社會部長
ロ 研究發表
ハ 協議並ニ懇談
ニ 閉會ノ辭
以上
第一日は午前九時三十分より刑務官表忠碑慰靈祭に教誨師一同參勤して午前中經過したれば北光會は午後〇時三十分より開會

當日出席の教誨師合計十四名外に來賓として東本願寺より出張の武田社會部長、岡寺北海道宗務出張所長、無井

狀ニ及ヒ更ニ國民ノ猛省ヲ促ス一と題して有益なる講演せらる。一旦休憩の後會員陵木昇道の「少年不良化ノ原因」に付て研究發表あり第一日を終了。第二日は午前九時三十分開會武田社會部長等宗務役員關係者五名の來賓あり會員は前日の通り出席武田社會部長の挨拶に次で會員高見雅英の「佛教ヨリ觀タル刑罰ノ一考察ニ付テ」研究發表あり引續いて各教誨師提出の協議事項懇談事項等に付研究討議を遂げ時局下頗る意義深く多大の收穫を收めて午後三時極めて盛會裡に常任幹事の閉會の辭を以て滞りなく終了した。

執筆者紹介

- 加藤武雄 作家
鈴木文史朗 朝日新聞取締役
小林一郎 中央大學教授
芥川 信 司法省衛生官
根田兼治 千葉刑務所長
大石 武 元刑務協會囑託
工東寅信 作業技師(府中)
木野信三 陸軍屬(元看守長)

監獄法新舊比照(六)

田中茂雄

法第五十六條 死亡者ノ遺留物ハ請求ニ因リ相続人、家族又ハ親族ニ交付ス

明一四第三十三條 刑死者又ハ死亡者アルトキハ其年月日時ヲ記シ典獄ヨリ本籍ノ戸長及ヒ近地ノ親屬若クハ故舊ニ通知スヘシ其監署ニ領置シタル貨物ハ親屬ニ下付ス若シ親屬ナキトキハ遺骸ヲ領取シタル故舊ニ之ヲ下付ス 但死者ノ身ニ纏ヒタル衣服ハ此限ニ在ラス 親屬遠地ニ在テ物品ヲ送付スルニ入費ヲ要スルモノハ其物品ヲ販賣シテ代價ヲ送付スルコトヲ得 但送費ハ親屬ノ自辨トス若シ其物件又ハ代價ヲ受クヘキ者ナキトキハ之ヲ沒收ス

監獄慈惠ノ用ニ充ツ刑死者、死亡者ノ領置貨物ニシテ受クヘキ者ナキトキモ亦同シ

法第五十七條 死亡者ノ遺留物ハ死亡ノ日ヨリ一年内ニ前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス 逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年内ニ居所分明セサルトキ亦同シ

明一四第三十三條 刑死者又ハ死亡者アルトキハ其年月日時ヲ記シ典獄ヨリ本籍ノ戸長及ヒ近地ノ親屬若クハ故舊ニ通知スヘシ其監署ニ領置シタル貨物ハ親屬ニ下付ス若シ親屬ナキトキハ遺骸ヲ領取シタル故舊ニ之ヲ下付ス 但死者ノ身ニ纏ヒタル衣服ハ此限ニ在ラス 親屬遠地ニ在テ物品ヲ送付スルニ入費ヲ要スルモノハ其物品ヲ販賣シテ代價ヲ送付スルコトヲ得 但送

第十一章 賞罰

法第五十八條 受刑者改悛ノ狀アルトキハ賞遇ヲ爲スコトヲ得 賞遇ノ種類及ヒ方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

明二二第二十四條 囚人懲治人及刑事被告人逃走シ監署ニ領置ノ貨物アルトキハ逃走ノ日ヨリ滿一箇年ヲ經テ之ヲ受クヘキ者ナキトキハ

明二二第二十四條 囚人懲治人及刑事被告人逃走シ監署ニ領置ノ貨物アルトキハ逃走ノ日ヨリ滿一箇年ヲ經テ之ヲ受クヘキ者ナキトキハ

明五懲役第八條 賞罰 第五等ノ一百日間ハ賞典ヲ用ヒス

第四等ノ者能ク獄則ヲ守リ且技巧アリテ殊ニ其期限ノ半ヲ過レハ專ラ其技ヲ執ルコトヲ聽ス 准流ノ囚能ク獄則ヲ守リ工役ヲ勉ムルコト他囚ニ勝ル者ハ第一等期限ノ半ヲ過キ放免スル特典アリ 特典ニ處ス可キ者ハ職司其技ヲ執リ官ニ告ケ其許可ヲ得テ之ヲ施行ス 但徒罪以下年限短キモノニハ此典ヲ施サス 終身懲役ノ者ハ一等ニ進ムノ後三年ヲ經ルニ非レハ特典ヲ施スコトヲ聽サス (以下罰則略)

明一四第二十三條 典獄ハ看守長及ヒ看守ヲシテ常ニ在監人ノ行狀ヲ録サシメ賞罰ヲ行フノ考據トナスヘシ

第二十四條 賞表ヲ與ヘタルトキハ賞譽簿ニ其氏名及ヒ賞詞ヲ記載シ 視察シタルトキハ之ヲ删除スヘシ 但其賞罰ヲ行ヒタル旨ヲ囚徒ニ示スハ第二十六條ノ例ニ依ルヘシ

第二十九條 在監人中能ク獄則ヲ守ル者ヲ撰テ傳告者、誘工者トナス 傳告者ハ官吏ノ命令ヲ在監人ニ傳ヘシメ誘工者ハ工場ニ在テ服役者ヲ勸誘セシム 但傳告者、誘工者ハ滿六個月以上其用務ヲ繼續セシムルヲ得ス傳告者及ヒ誘工者ハ私

明二二第二十四條 囚人懲治人及刑事被告人逃走シ監署ニ領置ノ貨物アルトキハ逃走ノ日ヨリ滿一箇年ヲ經テ之ヲ受クヘキ者ナキトキハ

明一四第三十三條 刑死者又ハ死亡者アルトキハ其年月日時ヲ記シ典獄ヨリ本籍ノ戸長及ヒ近地ノ親屬若クハ故舊ニ通知スヘシ其監署ニ領置シタル貨物ハ親屬ニ下付ス若シ親屬ナキトキハ遺骸ヲ領取シタル故舊ニ之ヲ下付ス 但死者ノ身ニ纏ヒタル衣服ハ此限ニ在ラス 親屬遠地ニ在テ物品ヲ送付スルニ入費ヲ要スルモノハ其物品ヲ販賣シテ代價ヲ送付スルコトヲ得 但送

ニ在監人ヲ使役シ若クハ凌辱スルノ所爲アルヲ許サス

第九十六條 已決囚獄則テ謹守シ且改悛ノ行爲著キ者ト典獄ニ於テ確認スルトキハ之ヲ賞譽スヘシ

第九十七條 賞譽セシ者ニハ賞譽セシ毎ニ之ヲ表スル爲メ獄衣ノ左袖(肩臂間ヲ表面)ニ方二寸(曲尺)ノ淺葱色ノ布ヲ縫着スヘシ

第九十九條 賞表ヲ得タル者ニハ二箇月ニ一次親屬故舊ニ接見及ヒ通信スルヲ許ス

第一百條 已決囚若シ在監人ノ逃走ヲ密告又ハ捕得シ或ハ監獄ニ係ル水災ヲ防禦シ人命ヲ救援シタル者アレハ金二十五錢以下ヲ賞與シ其賞金ハ監署ニ領置シ本人ノ請ニ由リ必用品又ハ食物ヲ購求スヘシ但第九十七條ノ賞表ヲ與フルノ限ニ在ラス

第一百一條 未決監ニ在ル者前條ノ勞動アルトキハ之ヲ録シテ檢察官及ヒ裁判官ノ參考ニ供スヘシ

第一百二條 懲治人第百條ニ適シタル勞動アルトキハ金二十五錢以下ヲ以テ適宜物品ヲ購ヒ之ヲ與フヘシ

明二二第四十條 囚人獄則テ謹守シ作業ニ勉勵シ且改悛ノ行爲アル者ト典獄ニ於テ確認スルトキハ之ヲ賞與スヘシ賞與セシ者ニハ之ヲ表スル爲メ

トス往來ノ距離及ヒ時間ハ上條ニ同シ

第五則 開室 囚人ヲ開室ニ入レ飯水ノミヲ給シ人ト言語ヲ接スルヲ許サス七晝夜ヲ以テ期トス若シ改心セハ其限ニ滿タスト雖トモ免シテ之ヲ出ス

第六則 懲鞭 懲鞭ヲ加フルノ法ハ先ツ其罪囚ノ手足ヲ甘字架ニ緊縛シテ其臂ヲ答ツ其數一十ヨリ三十二至ルニ限ラセシメ

但懲鞭ヲ加フル前ハ獄司醫ヲシテ罪囚ヲ診察シ其病ナキヲ證記セシム

脫監逃亡等ヲ企ル者ハ之ヲ第一則ノ罰ニ處シ更ニ其偏袖ヲ淺綠色ト爲ス再犯ノモノハ第二則ノ法ヲ以テ之ヲ罰シ其兩袖ヲ淺綠色ト爲ス三犯四犯ニ至ル者ハ其偏髻ヲ刺ル監外ニ出役スル者竊ニ禁止ノ物ヲ包藏シ或ハ妄ニ物品ヲ汚損シ虛病ヲ稱スル者等皆之ヲ第一則ノ罰ニ處ス

但第一則ヨリ第六則マテノ罰ハ獄司之ヲ專決ス

但決者ハ犯ス毎ニ第一則ノ罰ヲ得ス

スル爲メ賞表ヲ與ヘ獄衣ニ縫着セシムヘシ

賞表ハ假出獄、免幽閉又ハ特赦ヲ具狀スルノ憑據ト爲スコトヲ得

第四十一條 賞表ヲ有スル囚人ハ其監房ヲ區別シテ尋常囚ト別異シ賞表ノ多寡ニ應ジテ優遇ヲ爲スヘシ

法第五十九條 在監者紀律ニ違ヒタルトキハ懲罰ニ處ス

明五典造第三條 已決者ノ監(前略)但暗室一二ヲ毎層ノ旁ニ造テ獄法ニ違ヒ或ハ伴テ疾病ト稱スルモノヲ懲ス、暗室中ニ鐵網孔ヲ穿テ空氣ヲ通シテ光線ヲ通セス

懲役第八條 賞罰(參照後掲法第六十條ノ部)

明一四第八條 司獄官吏在監人ヲ管束スルハ一ニ和平ヲ秉リ罰則ニ照シテ犯則者ヲ決責スルノ外恣ニ責罰スルヲ得ス

第一百三條 已決囚獄則テ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

第一百五條 懲治人及ヒ七十六歲未滿ノ未決囚獄則テ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一、獨愼 晝夜一室ニ獨居セシム

二、減食 常食ノ半以內ヲ減ス

明一四第三十八條 密室ハ監倉ニ設ケ他人ト交通スルコトヲ得サランムヘシ 開室ハ已決監ニ設ケ暗室ニ空氣ヲ通セシメ毫毛光線ヲ通セシメサテヲ要ス 密室ハ一室一人ヲ限トス

第一百三條 已決囚獄則テ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一、絶信 親屬故舊ト書信、接見ヲ絶ス

二、屏禁 晝夜他ノ監房又ハ工場ト隔絶シタル監房ニ獨居セシメ服役時限表ニ照シテ座作ノ役ヲ科ス

三、減食 常食ノ半若クハ其三分ノ二ヲ減シ鹽、湯二品ノ外菜ヲ與ヘス

四、開室 開室ニ入レ常食ノ半若

但菜ヲ減スルノ限ニ在ラス

第七條 未決者及ヒ拘留ノ刑ヲ受ケシ者教令ニ順ハス或ハ同監ノ者ヲ煽惑シ又ハ其他ノ規則ヲ犯ストキハ所犯ノ輕重ヲ量リ第百三條第百五條ニ準擬シ減食スルコトヲ得

明二二第四十二條 囚人獄則テ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス(以下略全文後掲法第六十條ノ部)

法第六十條 懲罰ハ左ノ如シ

一、叱責

二、賞遇ノ三月以內ノ停止

三、賞遇ノ廢止

四、文書、圖書閱讀ノ三月以內ノ禁止

五、請願作業ノ十日以內ノ停止

六、自辨ニ係ル衣類、臥具著用ノ十五日以內ノ停止

七、糧食自辨ノ十五日以內ノ停止

八、運動ノ五日以內ノ停止

九、作業營與金計算高ノ一部又ハ全部減削

十、七日以內ノ減食

十一、二月以內ノ輕屏禁

十二、七日以內ノ重屏禁

屏禁ハ受刑者ヲ罰室內ニ晝夜屏居セシメ情狀ニ因リ就業セシメサル

クハ其三分ノ二ヲ減シ鹽、湯二品ノ外菜ヲ與ヘス仍ホ臥具ヲ禁ス

第一百四條 絶信、屏禁ハ有限若クハ無限ト爲シ減食、開室ハ七晝夜ヲ限トス減食、開室七晝夜ニ滿ルモ改悛ノ狀ナキトキハ一旦之ヲ免シ更ニ之ヲ科スルコトヲ得

第一百五條 懲治人及ヒ七十六歲未滿ノ未決囚獄則テ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一、獨愼 晝夜一室ニ獨居セシム

二、減食 常食ノ半以內ヲ減ス但菜ヲ減スルノ限ニ在ラス

第一百六條 獨愼ハ七晝夜以內減食ハ三日以內トス

第一百七條 (前掲法第五十九條ノ部)

第一百八條 賞表ヲ有スル者處罰ヲ受ケタルトキハ賞表一個又ハ數個ヲ褫奪ス

第一百九條 無期徒刑ノ囚徒逃走シ若クハ獄舍、獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シ其他重罪輕罪ヲ犯シタルトキハ三月以上五年以下兩脚又ハ一脚ニ鈇ヲ施シ仍ホ鐵丸ヲ屬シタル鐵索ヲ其鈇ニ貫キ腰間ニ綴帶

コトヲ得重屏禁ニ在テハ仍ホ罰室ヲ暗クシ臥具ヲ禁ス

第一項各號ノ懲罰ハ之ヲ併科スルコトヲ得

明五典造第三條 已決者ノ監但書(前掲法第五十九條ノ部)

懲役第八條 賞罰

(前略)

罪囚ヲ罰スル六則アリ一曰棒鎖、二曰貶等、三曰鐵丸、四曰擔重、五曰暗室、六曰懲鞭

第一則棒鎖 鐵棒ヲ兩足ニ緊鎖シテ佇立セシム其時間二半日、終日ノ別アリ凡ソ獄則ヲ犯シ輕キ者ハ此罰ヲ用ユ

第二則貶等 第一則ノ罰ヲ受ケ改心セサル者本等ヲ貶シ次等ノ役ヲ執シメ五十日ヲ過キテ本ニ復ス

第三則鐵丸 兩手ヲ伸ヘ重サ二貫五百目乃至三貫目ノ鐵丸或ハ他物ヲ其掌上ニ置キ洋時一二字間長サ五六十間ノ地ヲ往來セシム

第四則擔重 兩石或ハ兩水桶ノ重サ十八貫乃至二十貫ノ物ヲ一荷

セシメ鐵索ノ所ニ下懸ス但監房ニ在ルモ晝間ハ之ヲ屬スモノトス若シ再ヒ重罪ヲ犯シタルトキハ五年以上十年以下前項ノ例ニ照シテ處罰ス鐵丸ノ量ハ二百目以上一貫目以下トシ被罰者ノ體力ニ應ジテ之ヲ施ス丸ハ果尾ニ屬シ地上ヲ轉ハスモノトス其外役ニ服スルトキハ鐵丸ヲ除キ二人聯伴ノ法ニ從

但五等ノ者ハ等ノ貶スヘキ無キヲ以テ第三則ノ罰ニ擬ス

第三則鐵丸 兩手ヲ伸ヘ重サ二貫五百目乃至三貫目ノ鐵丸或ハ他物ヲ其掌上ニ置キ洋時一二字間長サ五六十間ノ地ヲ往來セシム

第四則擔重 兩石或ハ兩水桶ノ重サ十八貫乃至二十貫ノ物ヲ一荷

セシメ鐵索ノ所ニ下懸ス但監房ニ在ルモ晝間ハ之ヲ屬スモノトス若シ再ヒ重罪ヲ犯シタルトキハ五年以上十年以下前項ノ例ニ照シテ處罰ス鐵丸ノ量ハ二百目以上一貫目以下トシ被罰者ノ體力ニ應ジテ之ヲ施ス丸ハ果尾ニ屬シ地上ヲ轉ハスモノトス其外役ニ服スルトキハ鐵丸ヲ除キ二人聯伴ノ法ニ從

明二二第四十二條 囚人獄則テ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一、屏禁 晝夜他ノ監房又ハ役場ト隔絶シタル監房ニ獨居セシメ服役時間坐作ノ役ヲ課ス

二、減食 一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減シ鹽、湯二品ノ外菜ヲ與ヘス

三、開室 開室ニ入レ一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減シ鹽、湯二品ノ外菜ヲ與ヘス仍ホ臥具ヲ禁

屏禁ハ二月以內減食ハ一週日間以內開室ハ五晝夜以內トス (以下次號)

新刊介紹

日本親族法 中川善之助著

東北帝大教授たる著者は豫て身分法の理論的體系上に建てらるべき解釋學の檢討に傾注せられつゝあつたが、本書はその中核部たる民法親族編の解説。昭和十七年民法中改正法律までを記入し参考文献表を附す。
：A5判五七〇頁 五圓五拾錢
日本評論社

刑事政策の新動向

安平政吉著

刑事政策なるものは、とりも直さず國家政策の重要な一面であり、かゝる所より今日、刑罰法一般と刑事政策との一體不可分性が次第に確認せられてゐる。此處に着眼せる著者の先驅的研究は曩に斯界の多大なる注目を惹いた所であるが、更に今般、著者の其の後研究の成果を加へて大増訂を施し、

一層の光輝を増さしめた。著者は東京控訴院判事の現職にある人。
：A5判五〇八頁 四圓七十錢
巖松堂書店

民法の基本問題

契約の本質に關する若干の考察—— 牧野英一著

非常時國家は所有權を統制しつゝあり、所有權並に契約の觀念も十九世紀のそれは凡て一新されねばならぬ。著者が新體制下の契約理論を縱横に論ぜられた大著 同氏編輯の法律學叢書第四十四卷。
：A5判五七二頁 五圓五十錢
有斐閣

非常時立法の發展

牧野英一著

著者が昭和十二年以降の法令を討論たる法律學に於ける五の新體制理論を通じて論及され、同時に社會的見地よりも考察された。蓋し學徒翹望の一書。法律學叢書第四十五卷
：A5判三〇〇頁 三圓

有斐閣

改正刑法假案とナチス刑法

網領 牧野英一著

改正刑法に關しても又新しき國家理念即ち文化國理念が思想の中核と考へらるべきである。著者は改正刑法假案を仔細に論じ、次にナチス刑法綱領を嚴正に批判する。同じく法律學叢書第四十六卷。
：A5判三一二頁 三圓
有斐閣

支那官制發達史 (上)

和田清編著

支那官職制度の特色として擧げらるる地方分權は主としてその疆域が廣大に過ぎ、交通連絡が不充分なところから過分の權限を地方官に假したために起つた現象であるが、近時地方の開發、交通の利便に伴ひ官職制度を新たにする毎に中央集權的傾向が強くなつて來た。官職制度に現はれたこの中央集權と地方分權との消長を歴史的に調査して、支那に於ける百餘の社會事情を理

解するの資と爲さんとするのが、本研究の目的である。本書には、先づ古代秦漢時代、魏晉及南朝時代、北朝時代隋唐時代、宋代及び遼金元代の官職制度が精細に説かれて居る。支那事情を知らんとする士の必讀の書。
：B5判三九〇頁 四圓五十錢
中央大學出版部

米國外交上の諸主義

立作太郎著

米國外交上の主義として喧傳されるモンロー主義のほか孤立主義・海洋自由主義・門戶開放主義・ステイムソン主義等九主義について、その由來、本質並に現代的意義を檢討したもので、これら外交的諸主義の背後に潜む彼の政治的意圖が國際法學の立場より剔抉されてゐる。蓋し此の書に依つて、米國が外交上の主義として我國に對し如何なる立場を固持してゐたかが知悉し得る、現時局下必讀の書。
：A5判四〇四頁 三圓八十錢
日本評論社

例規

自七月十六日 至八月十五日

通牒

物資購入代等ノ現金支拂ニ關スル件

(昭和十七年七月十六日 司法省令第四五二六號)

從來會計規則第五十七條第七號ノ規定ニ依リ前渡資金ヲ以テ廳中常用ノ雜費及旅費ヲ支出シ得ルハ當該費目ノ豫算年額五千圓ヲ超エザル支出官所在地外ノ官廳ニ限ル義ニ有之候處今般右ハ支出官所在地ノ内外及豫算年額ノ多寡ニ拘ラズ一年ヲ通ジ五千圓迄ハ前渡資金ヲ以テ支出シ得ルコトト相成候條御了知相成度候

逃走事故防止ニ關スル件

(昭和十七年八月三日 行甲第一三〇四號)

標記ノ件ニ付テハ本年六月十八日行甲第一〇〇一號ヲ以テ通牒ノ趣旨ニ基キ各所共夫々之カ對策ヲ考究實施セラレ戒護檢束ノ完備ヲ期シ居ラルルコトト存候ヘ共本年一月以降七月ニ至ル逃走事故件數ハ既ニ二十八件ニ達シ昨年同期ニ比シ實ニ十一件ヲ増加セル憂慮スベキ事態ト相成居候固ヨリ之カ原因ハ種々アルヘシト雖最近ニ於ケル逃走ノ態様中護送途中ニ於テ汽車ヨリ飛降り逸走シ又ハ構外作業場ヨリノ逃走頓ニ多キハ畢竟人的戒護ノ缺陷ニ起因スル

モノト認メラレ甚ダ寒心ニ堪ヘズ候而シテ從來夏季就中八月中ニ於テ逃走事故ノ頻發ヲ見ルハ周知ノ事實ニ有之候處右ハ暑熱ノ影響ニ因リ不知不識ノ間ニ戒護職員ノ精神力ノ弛緩ヲ生ジ或ハ生理的ニ睡氣ヲ催ス等動モスレバ戒護上ノ間隙ヲ生ジ易キニ加ヘ收容者ニトリテハ自然ノ環境最モ逃走ニ容易且利便多ク殊ニ炎熱下ニ於ケル構外作業ノ勞苦ニ堪ヘ兼ネ逃走ヲ企圖スルニ至ルモ亦渺シトセズ要之昨今ノ季節ハ一年ヲ通ジ主觀的及客觀的ニ逃走ノ機會並ニ條件頗ル増大セルモノト謂フベク從テ行刑檢束上最モ戒心ヲ要スル時期ト思料致候就テハ國內治安ノ確保ヲ目標トスル現下刑政ノ重大使命ニ鑑ミ益々部下職員ノ監督訓練ノ周到ヲ圖ルト共ニ其ノ精神力ノ緊張維持ト志氣ノ昂揚ニ付不斷ノ研究工夫ヲ遂ゲ以テ戰時下逃走事故ノ絶滅ニ格段ノ御努力相成度此段及通牒候

隨意契約ニ關スル件

(昭和十七年八月五日 司法省令第四八七三號)

會計規則等戰時特例第十四條第一項第三號又ハ同第四號ニ依リ隨意契約ヲ爲ス場合ニ於テ別紙申號開合ニ對シ乙號ノ通回答致候條御了知相成度候 (甲號)
本年四月二十四日付ヲ以テ公布相成候勅令第四百五十一號第十四條三、四號ニ依リ隨意契約ヲ爲サントストキハ

(乙號)

七月十五日發第三一五九號ヲ以テ會計規則等戰時特例第一四條第一項第三號又ハ同第四號ニ依リ隨意契約ヲ爲ス場合ニ於テ大臣ノ認可ヲ要スルカ否ヤノ件ニ關シ御照會有之候處右ハ當分ノ内貴官限り執行相成差支無之コトニ決定相成候

構外作業場派遣職員ノ旅費支給方ニ關スル件

(昭和十七年八月十七日 行甲第一三六二號)

標記派遣職員ヲ護送其ノ他ノ用務ヲ以テ本務廳ヘ出張セシメタル場合ノ旅費支給方ニ關シテハ客年六月行甲第八六二號ヲ以テ通牒致置候處今般海軍側トノ協定ニ依リ右取扱方ヲ改メ出張先ガ本務廳タルト其ノ他ノ場所タルト問ハズ又ハ即日現場ヘ歸還シタル場合トハ二日以上ニ互リタル場合トニ拘ラズ總ベテ附帶經費標準明細書二ノイニ依ル旅費ヲ支給スルコト (但シ現場到着ノ日 (即日現場ニ歸還ノ場合ヲ含ム) ノ宿泊料ハ別紙ニ依リ減額支給ヲ爲シ本務廳到着ノ日ノ宿泊料並ニ同滞在中ノ日當、宿泊料ハ之ヲ支給セズ) ト相成候條御了知相成度候
追テ右ハ來ル九月一日ヨリ實施スルコトトシ之ガ處理ニ當リテハ萬違算

ナキ様格段ノ御配意相成候條御了知相成度候

官職名	宿泊料
典獄補	一七五
保健技師	一七五
教誨師(奏)	一七五
保健技師	一五〇
教誨師	一五〇
作業技師	一五〇
看守長	一五〇
副看守長	一四五
看守長	一四〇
看守部長	一一〇
看守	九五
囑託及雇員	八〇

×

×

×

刑務官異動

七月二十日	看守長 柳池卯平(大阪刑務所)	看守長 大橋 董(三重)	佐藤重則(少)	成田徳太郎(廣島)	近藤梁二(福岡)	三上 顯(横濱)	高田小兵衛(前橋)	金坂直矢(横濱)	小川義信(神戸)	高橋友吉(釧路支)	星野 晋(網走)	高橋龜太郎(兼奈良)	竹内重雄(名古屋)	北側光俊(大阪)	本橋 達(小菅)	美谷島正男(行刑局)	田中茂雄(浦和支)	森 忠夫(横濱)	西浦堯三(京都)	長谷川多助(青森)						
八月十日	典 獄 吉田綱紀(静岡所)	典 獄 古橋浦四郎(名古屋)	典 獄 妙圓蘭弘吉(岩手所)	典 獄 菊 樂 夷(小倉支)	典 獄 石澤信次(分長)	典 獄 双木文四郎(松江所)	典 獄 中谷源一(青森所)	典 獄 宮内精介(東京所)	典 獄 山根信松(鳥取支)	典 獄 野崎重雄(釧路支)	典 獄 庄 子 慶藏(釧路支)	典 獄 千輪英性(岡山)	典 獄 龍野常圓(山口)	典 獄 乙山榮基(宮崎)	典 獄 近藤梁二(廣島)	典 獄 飛田重雄(行刑局)	典 獄 保古政英(東京支)	典 獄 山本義明(神戸)	典 獄 松富 哲(下關支)	典 獄 北野竹太郎(松江)	典 獄 神崎八郎(名古屋)	典 獄 平井數人(分長)	典 獄 多田 隈 滿(浦上支)	典 獄 永谷 近(分長)	典 獄 江頭徳太郎(兼奈良)	典 獄 池邊 福男(分長)

自七月十六日 至八月十五日 刑政日誌

七月十六日 △司法大臣主催 施案大綱發表さる

政長官送別會(於司法大臣官舎) △物表購入代等の現金支 年式年祭

八月三日 △逃走事故防止ニ關スル件通牒(行甲第一三〇四號)

八月五日 △隨意契約ニ關スル件通牒(司法省會甲第四八七三號)

八月六日 △第三回司法委員會開催(於司法大臣官舎)

八月八日 △大詔奉戴日

八月十一日 △奏任官、列任官、雇員等ノ減員並ニ官吏全員ノ待遇改善具體案決定

七月二十一日—二十四日 △第二十一回思想實務家會同(於法曹會館)

七月二十五日 △大東亞思想犯對策懇談會(於法曹會館)

七月二十八日 △行政簡素化實

編輯後記

最近、いろいろな故障で、發行の時が遅れて、殊に先月號などは、少なからず遅れ、恐縮の外はない。これを急に直し度いと努力をして見たが、格別のききめもなくて遅延の謗は、本月號も受けねばならない。

この點、偏に御諒恕を乞ふ。

扱て、先づ、加藤、鈴木の兩家に厚く感謝しなければならぬのであるが、お蔭で本月號の編輯も、心残りなく終了した。

加藤先生の『人物と風土』は、武將論未踏の分野を拓いて、興味の内、われわれに、國史の回顧を促して居り、鈴木先生の敘述『忘れることについて』は深くわれわれの生活に連らなつて、洵に示唆深きものと謂ふことが出来る。

兩篇によつて、本號を飾り得たよるこびは大きい。

又、先月號より連載の刑務所異風景の繪文は、行刑局第二課渡邊技師を煩はして居り、初

(二四頁より)

かつて銀座を歩いてみると、財布を掏られた。するとその數日後、市ヶ谷監獄構内の氏の官舎に小さな小包が届いた。見ると、銀座で掏られた財布であつた。一通の手紙が添へられてゐる。「藤澤典獄さんとも知らずにまことに失禮いたしました。典獄さんのものと知つたら、決してあんないたづらをするのではありませんでした。謹んで御かへいたしますから、どうぞ御勘辨を願ひます」といふ文意である。思ふにこの逸話は、典獄としての氏の生涯を物語る最後の結論であらう。だが私はこれについて多くを語ることを止めやう。「私は道を歩いてゐて、知らぬ人から度々會釋される。考へて見ると、その人だちはみなかつて市ヶ谷の收容者であつた」とは、氏の直話であるが行刑官にして荷も、この直話と共に、右の如き結論を藏り得たならば、その人は笑つて地下に瞑すべきではあるまいか。

人間藤澤

藤澤氏は、武士的人格者であり、長者の風があつた。この人格とこの長者の風とは、半ば天性であり、半ば修養によつて出来てゐたらしく思へる。このことは、相待つて、氏を立派な行刑官にまで仕立上げるに大に役立つた。或は氏は生れながらの行刑官であつたと同時に、又行刑官としての修養に努めた人であつたと言ひかへてもよからう。前にもいふやうに氏は、寡黙で、公平無私で、躬行實踐、身を以て範を垂れ、そして勤勉で、温情で、部下及び收容者に對しては寛嚴宜しきを制した。それ等はまことに、行刑官として最も望ましい資格でなければならぬ。しかしながら、それ等の諸々の資格を通じて、その奥に或る「光るもの」或る「どつしり」したものであるを、私共は、氏においてこれを見落してはならない。何度もいふことだが、それは氏の有つ武士魂の光りであり、武士魂の重量であつた。行刑官として最も好ましい氏の一切の屬性も資格も、この武士魂の光りによつてその背後を照らされ、この武士魂の重量によつてその底荷とされてゐたからこそ、始めてその活きた働きをなし得たのではあるまいか。(以下次號)

めての試みながら、非常に好評を得たので、號を逐ふて、大きく育て、行き度いと思つてゐる。

九月の聲を聞き、秋色の動きを感じながら、讀者諸君の健康を心から祈る。(をがは)

一冊(税共)	金三十錢
六冊(税共)	金一圓八十錢
十二冊(税共)	金三圓六十錢

●御注文は總て前金のこと

●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること

●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下され

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十七年八月二十八日印刷 納本
昭和十七年九月一日發行

編輯兼發行兼印刷人 大原 虎 夫

配給元 日本出版配給株式會社
印刷所 刑務協會印刷所
發行所 刑務協會

電話掛號 二三四四・三八二五
東京市神田區區役所一丁目一番地一
電話掛號 東京二五〇五九番

姓名	年齢	性別	職業	備考
山田 太郎	25	男	学生	
田中 次郎	30	男	会社員	
佐藤 三郎	28	男	学生	
鈴木 四郎	35	男	会社員	
高橋 五郎	22	男	学生	
中村 六郎	32	男	会社員	
渡辺 七郎	27	男	学生	
山本 八郎	38	男	会社員	
林 九郎	24	男	学生	
森 十郎	33	男	会社員	
松本 十一郎	29	男	学生	
石川 十二郎	31	男	会社員	
清水 十三郎	26	男	学生	
山崎 十四郎	34	男	会社員	
高木 十五郎	23	男	学生	
中野 十六郎	36	男	会社員	
藤田 十七郎	21	男	学生	
森田 十八郎	37	男	会社員	
松田 十九郎	25	男	学生	
石川 二十郎	39	男	会社員	
清水 二十一郎	27	男	学生	
山崎 二十二郎	32	男	会社員	
高木 二十三郎	24	男	学生	
中野 二十四郎	35	男	会社員	
藤田 二十五郎	22	男	学生	
森田 二十六郎	38	男	会社員	
松田 二十七郎	26	男	学生	
石川 二十八郎	34	男	会社員	
清水 二十九郎	23	男	学生	
山崎 三十郎	36	男	会社員	
高木 三十一郎	21	男	学生	
中野 三十二郎	37	男	会社員	
藤田 三十三郎	25	男	学生	
森田 三十四郎	39	男	会社員	
松田 三十五郎	27	男	学生	
石川 三十六郎	31	男	会社員	
清水 三十七郎	24	男	学生	
山崎 三十八郎	33	男	会社員	
高木 三十九郎	22	男	学生	
中野 四十郎	35	男	会社員	
藤田 四十一郎	23	男	学生	
森田 四十二郎	38	男	会社員	
松田 四十三郎	26	男	学生	
石川 四十四郎	34	男	会社員	
清水 四十五郎	21	男	学生	
山崎 四十六郎	36	男	会社員	
高木 四十七郎	24	男	学生	
中野 四十八郎	35	男	会社員	
藤田 四十九郎	22	男	学生	
森田 五十郎	37	男	会社員	